

第7章 計画推進に向けて

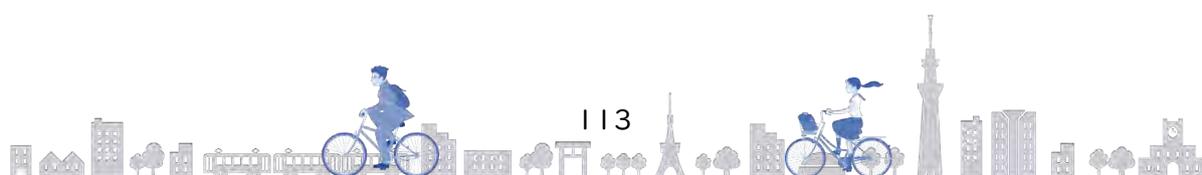
(1) 計画指標と目標

本計画では、「1. 安全意識の醸成」「2. 駐輪環境の整備」「3. 利用環境の整備」「4. 通行環境の整備」の4つの基本方針に即し自転車施策を推進することとしています。

計画の推進に向けて、基本方針や実施施策に応じて計画の達成状況を把握し評価するため、計画指標を設定します。

表 計画指標と目標値

基本方針	指標	現況値 令和4年 (2022年)	目標値 令和14年 (2032年)	備考 (目標値設定の根拠等)
1. 安全意識の醸成	自転車安全教育や交通安全教育の実施回数	4回/年	8回/年	スケアード・ストレイト方式、大人や高齢者向けを対象
	自転車関与事故件数の割合	50.9% (令和3(2021)年)	40%	東京都平均値の43.6%以下
2. 駐輪環境の整備	第1種及び第2種特定自転車駐車場の平均登録率	72.0%	80.0%	現状から約10%増
	自転車等放置台数	475台 (令和3(2021)年)	240台以下	現状の半数程度
3. 利用環境の整備	シェアサイクルのポート数	70か所	105か所	約7.5ポート/㎢程度
	シェアサイクル事業者との災害協定	0件	2件	社会実験の協力事業者と協定締結
	サイクリングマップと推奨ルートの作成	0ルート	3ルート	自転車通行推奨ルートの設定
4. 通行環境の整備	自転車ネットワークの対象区道における自転車通行空間の整備延長	約17.2km	約31.9km	優先度「1」の整備完了



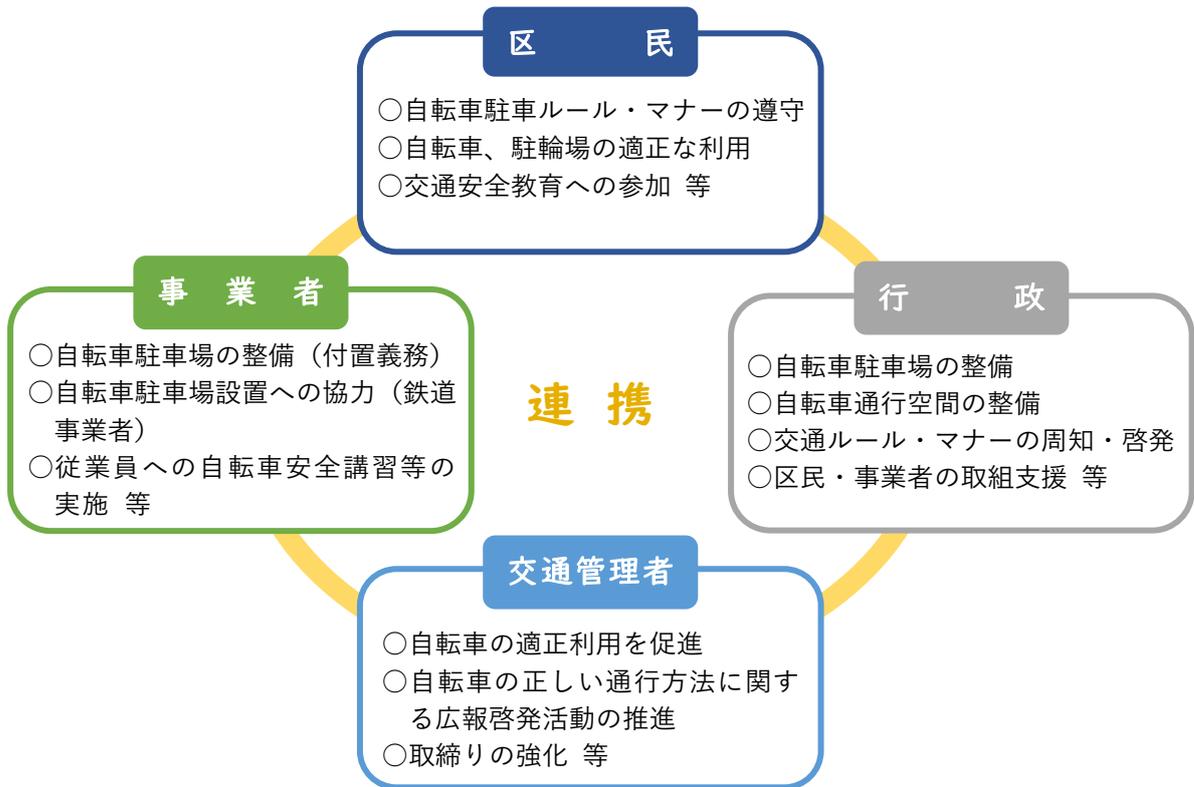
(2) 計画の推進体制

計画を推進していくためには、各主体がそれぞれの役割分担を認識し、施策実施の課題を共有するとともに、その解決に向けて協働・連携していくことが必要です。

表 各主体の役割

主 体		役 割
区 民		交通ルールやマナーを遵守し、駐輪場の利用等、適正に自転車を利用することが必要です。また、自転車安全教育等へ積極的に参加し、安全で安心な自転車利用の意識づくりに努めます。
民 間 事業者	商業施設	一定規模の商業施設等を新設（増築）する場合、付置義務条例に基づき付置義務駐輪場の確保が必要です。それ以外の集客施設については、必要に応じて自転車等利用者のための駐輪スペースの確保に努めます。
	一般企業	地域の一員として自転車利用環境づくりに参加するとともに、通勤や事業で自転車を利用している従業員向けの自転車安全講習等を実施します。
	鉄 道 事業者	区の条例に基づき、鉄道利用者のための自転車駐車を設置するとともに、駅周辺における自転車駐車場整備の際の用地提供をはじめとして、区の実施する様々な施策に協力することに努めます。
交通管理者		自転車の適正利用を促進して自転車事故の防止を図るものとし、 「自転車安全利用五則」等、自転車の正しい通行方法に関する広報啓発活動の推進や「自転車運転者講習制度」等を適切に履行して取締りの強化を行い、交通管理者の責務を果たし、良好な道路環境の確保に努めます。
行 政		自転車通行空間や駐輪場を整備するとともに、区民や事業者に対し、情報提供等による交通ルール・マナーの周知・啓発を図ります。また、区民や事業者が安全で安心な自転車利用環境づくりに参加できるような機会を提供し、区民、事業者の取組みを支援します。

図 各主体の連携イメージ

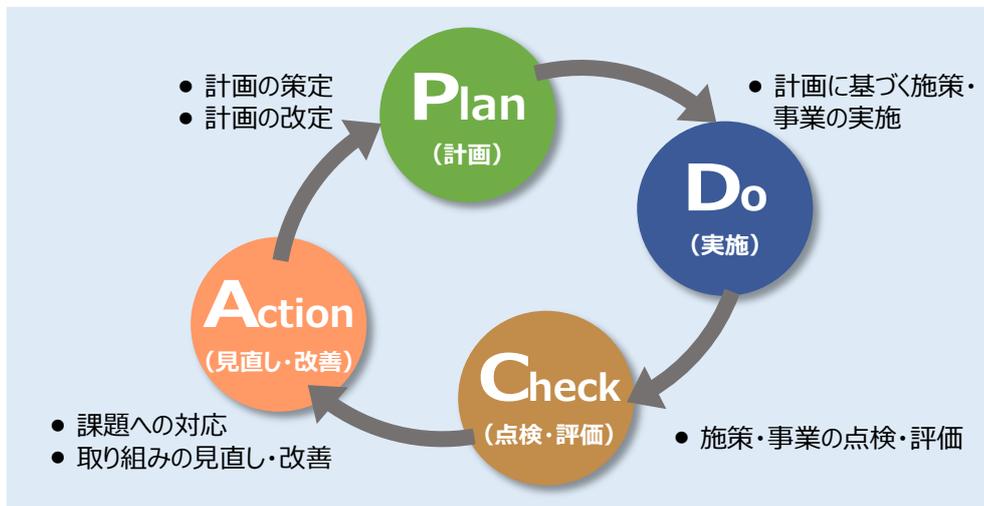


(3) PDCAサイクルによる計画管理

本計画は、策定した計画（Plan）を実行（Do）し、実行内容を評価（Check）、必要に応じて計画を見直す（Action）、PDCAサイクルにより推進します。

なお、評価指標については、適時把握するとともに、中間年度（令和9（2027）年度）、最終年度（令和14（2032）年度）に評価し、必要に応じて計画の見直しと改定をします。

図 計画管理マネジメント



卷末資料

■資料1 墨田区自転車ネットワーク計画

墨田区自転車ネットワーク計画

【墨田区自転車ネットワーク計画・目次】

1. 自転車通行空間の整備状況等	121
(1) 国道、都道の整備状況等	121
(2) 都市計画マスタープランにおける道路整備方針	123
(3) 現行計画における想定自転車ネットワーク	125
2. 自転車ネットワーク計画の基本的な考え方	127
3. 自転車ネットワーク路線の選定	128
(1) 自転車ネットワーク路線選定の流れ	128
(2) STEP 1 自転車幹線ルートの設定	129
(3) STEP 2 自転車支線ルートの設定	131
(4) STEP 3 ネットワークとしての妥当性の検証	143
4. 整備形態の設定	146
(1) 整備形態の考え方	146
(2) 自転車通行空間の標準的な構造	148
5. 優先整備路線の検討	154
(1) 整備優先度の考え方	154
(2) 整備優先度の設定	155

I 自転車通行空間の整備状況等

上位関連計画や現行計画における整備方針を把握し、都市構造の骨格を形成する広域ネットワークの整備方針を整理します。

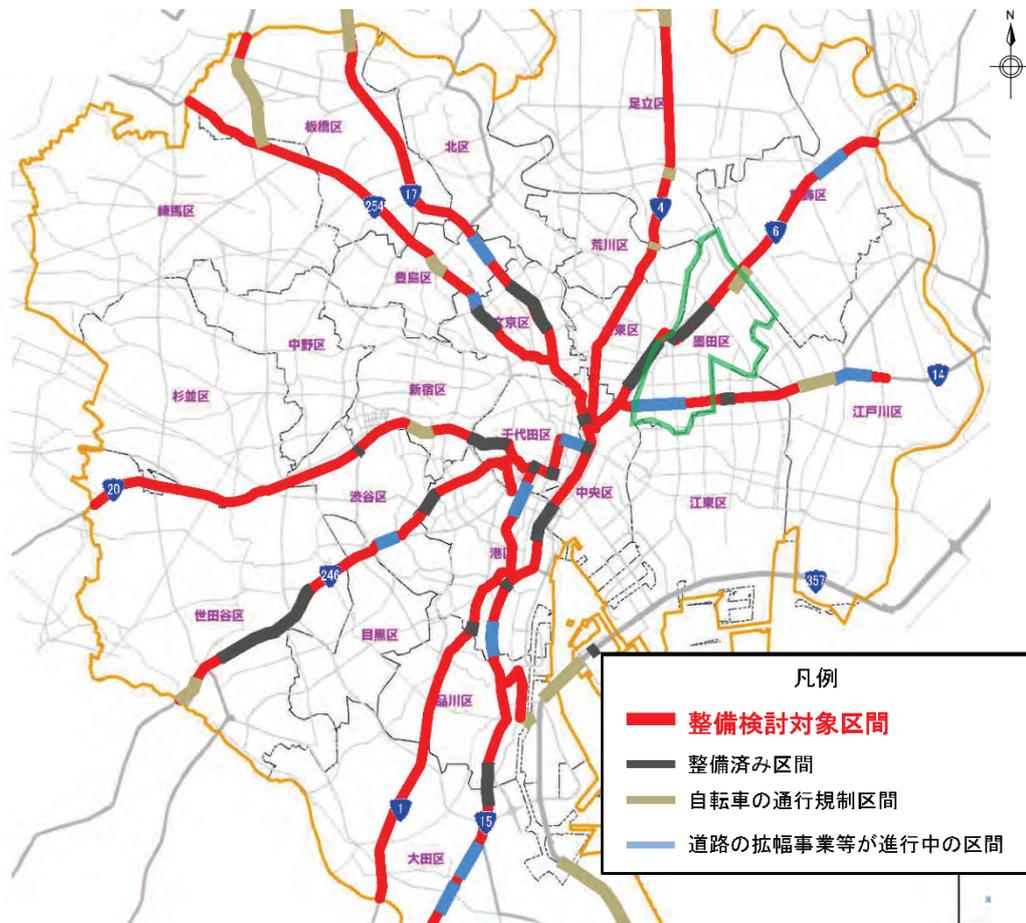
(1) 国道、都道の整備状況等

「東京23区内における直轄国道の自転車通行空間の整備計画」では、新しい生活様式での自転車交通量増加に対応するため、東京23区内における直轄国道約164kmのうち、放射軸路線を対象路線とし、整備済みの区間や自転車通行規制区間、道路の拡幅事業等が進行中の区間を除いた延長約104kmが整備検討対象区間と位置づけられています。

現状の道路状況等を踏まえ、連続的な自転車通行空間の整備が早期に可能な区間について、おおむね3年間で約60kmの整備が想定されています。

墨田区内では国道14号（京葉道路）及び国道6号（水戸街道）が整備検討対象区間に位置づけられています。

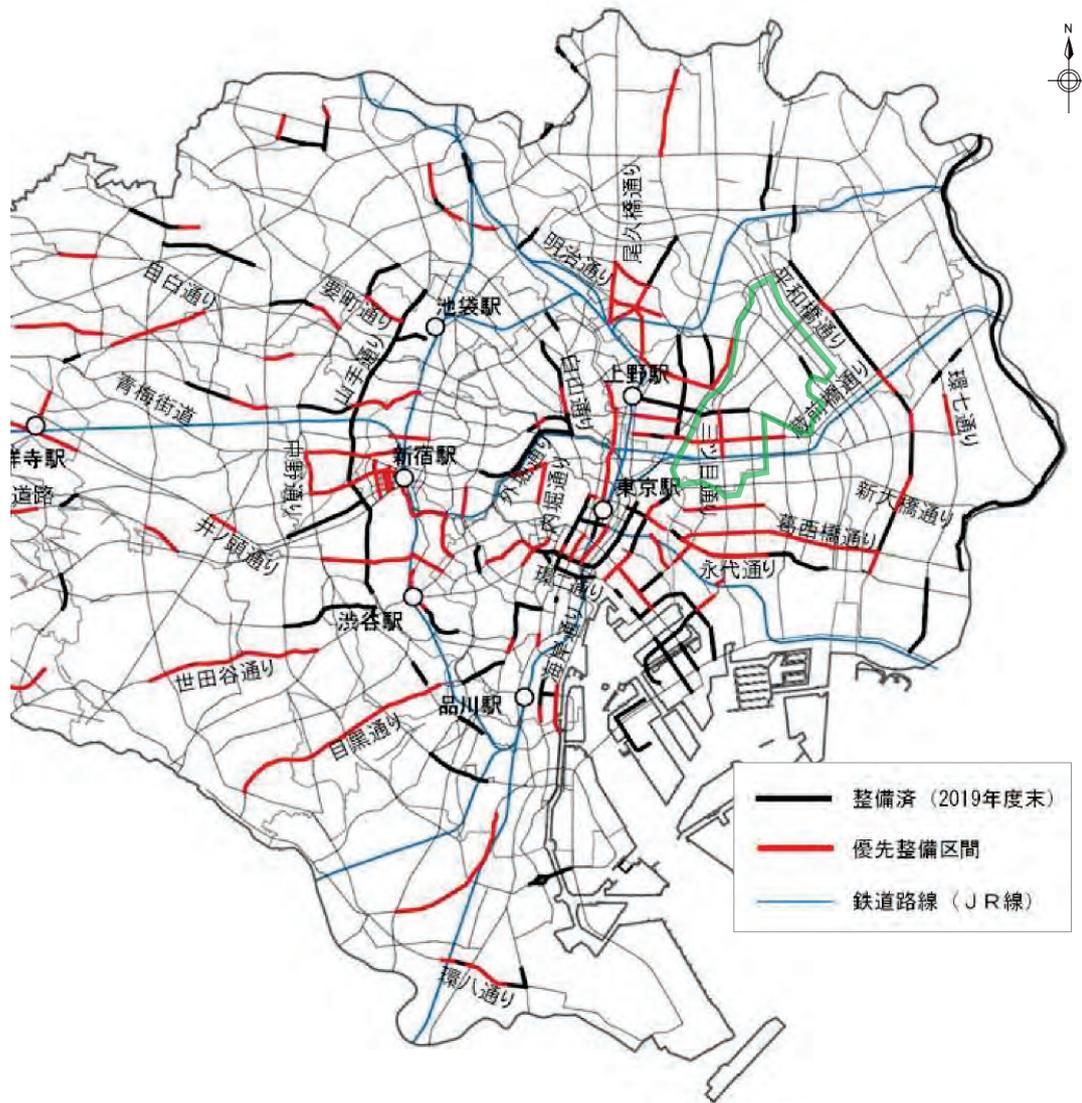
図 自転車通行空間 整備検討対象区間



出典：東京都23区内における自転車通行空間の整備計画（令和3年2月 国土交通省）

また、「東京都自転車通行空間整備推進計画」では、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間に250kmの整備に取り組むことが掲げられており、墨田区内では三ツ目通りや蔵前橋通りが優先整備区間に位置付けられています。

図 優先整備区間



出典：東京都自転車通行空間整備推進計画（令和3年5月 東京都）

(2) 都市計画マスタープランにおける道路整備方針

墨田区都市計画マスタープランでは、道路ごとに性格付けを行い、道路整備の方針を掲げています。分類や整備水準は以下のとおりです。

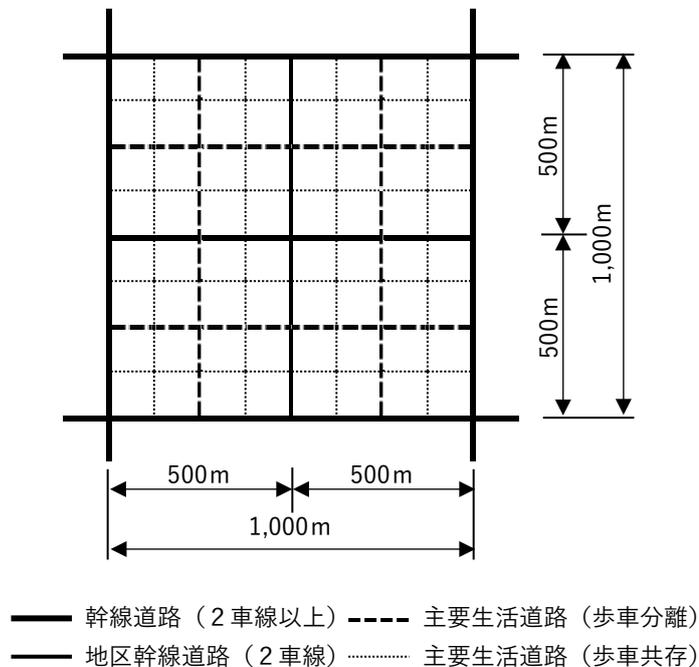
- 幹線道路：国土レベルの高速交通体系を補完し、広域的な交通を処理するとともに、都市拠点間を連絡し、都市構造の骨格を形成する道路です。
- 地区幹線道路：区内の地域と地域、拠点と地域、拠点と拠点を結び、都市内における道路交通の円滑な処理を担う道路です。

図 道路の体系

道路の分類			間隔	道路幅員
幹線道路網	幹線道路		1,000m	20m以上
	地区幹線道路		500m	12~18m
生活道路網	主要生活道路	歩車分離	250m	8~12m
		歩車共存	100~140m	6m
	生活道路			4m
	細街路（幅員4m未満）			4m
歩行者系道路			コミュニティ道路、歩行者専用道路、商店街道路等、歩行者を優先する目的をもった歩車共存道路	

出典：墨田区都市計画マスタープランより作成

図 道路の配置の考え方



出典：墨田区都市計画マスタープランより作成

図 幹線道路の整備状況



(3) 現行計画における想定自転車ネットワーク

墨田区自転車利用総合方針では、国道及び都道の整備計画が未確定であったことから、自転車ネットワーク整備対象路線の設定は見送り、想定自転車ネットワークを示すことに留めています。

この中では、国道や都道などの幹線道路における自転車走行レーン設置計画を考慮し、区道は幹線道路と幹線道路を結ぶネットワーク網を補完する役割の道路として設定しています。

また、選定に当たっては、道路幅員に余裕のある路線を中心とするとしており、以下のような施策案及び対象路線が示されています。

○施策案

自転車走行空間確保、若しくは明示へ向けた地元、警察署との調整

○対象路線と具体例

道路名	道路管理者	具体例
曳舟川通り	墨田区	公安委員会決定による『自転車走行レーン』の設置検討
八広はなみずき通り	墨田区	車道左端への『自転車ナビマーク』の設置 (平成 24 (2012) 年 10 月設置、法定外標示)
区役所通り	墨田区	公安委員会決定による『自転車走行レーン』の設置検討
北斎通り	墨田区	公安委員会決定による『自転車走行レーン』の設置検討
補助 1 2 0 号線 (都道 4 4 9 号線)	東京都	東京都自転車走行空間整備推進計画に基づいて、都市計画道路整備に合わせて『自転車走行レーン』を設置
押上通り (都道 4 6 5 号線)	東京都	東京都自転車走行空間整備推進計画に基づき、都市計画道路の整備に当たり自転車走行空間の確保を検討
京葉道路 (国道 1 4 号)	国	道路拡幅事業が予定されており、今後、自転車利用環境創出ガイドラインに基づき計画

出典：墨田区自転車利用総合方針

図 墨田区における想定自転車ネットワーク



出典：墨田区自転車利用総合方針

2 自転車ネットワーク計画の基本的な考え方

墨田区自転車活用推進計画の基本方針4「通行環境の整備－安全・安心・スマートに自転車が通行できる空間を整える」のうち、目標⑩「円滑で快適な自転車通行空間の創出」を達成するため、自転車ネットワーク計画を策定する際に考慮する基本事項を整理します。

基本事項1：基幹的な自転車ネットワークの形成

■ 自転車ネットワークの骨格形成

- ・既に整備されている自転車通行空間をはじめとして、国や都の整備計画や区の関連計画において位置付けられている路線を自転車ネットワークの基幹軸とし、ネットワーク化を図ることにより骨格を形成します。

■ 自転車ネットワークの連続性の確保

- ・公共交通との連絡性や隣接する自治体の自転車ネットワークとの整合を図り、広域的な自転車ネットワークを形成します。

基本事項2：安全な自転車通行空間の整備推進

■ 安全性に配慮したネットワークの形成

- ・自転車に係る交通事故が多く発生している路線、自転車利用の多い教育施設等へのアクセス路線などについて、自転車ネットワークへの追加を検討し、自転車通行における安全性向上を図ります。
- ・自転車対歩行者事故の発生リスクを低減させるため、自転車と歩行者の双方が安全・快適に通行できる自転車通行空間の整備を図ります。

基本事項3：地域振興に寄与する自転車ネットワークの形成

■ 公共交通との接続

- ・鉄道駅周辺の駐輪場などの交通結節点を踏まえたネットワークを構築し、様々な公共交通との接続を図ります。

■ 目的地までの移動の快適化

- ・自転車が目的地まで快適に通行できる連続したネットワークを構築し、シェアサイクルなどの新たな交通手段も活用することで、観光施設や商業施設等の回遊性向上を図り、地域活性化を創出します。

■ 自転車を活用した地域振興

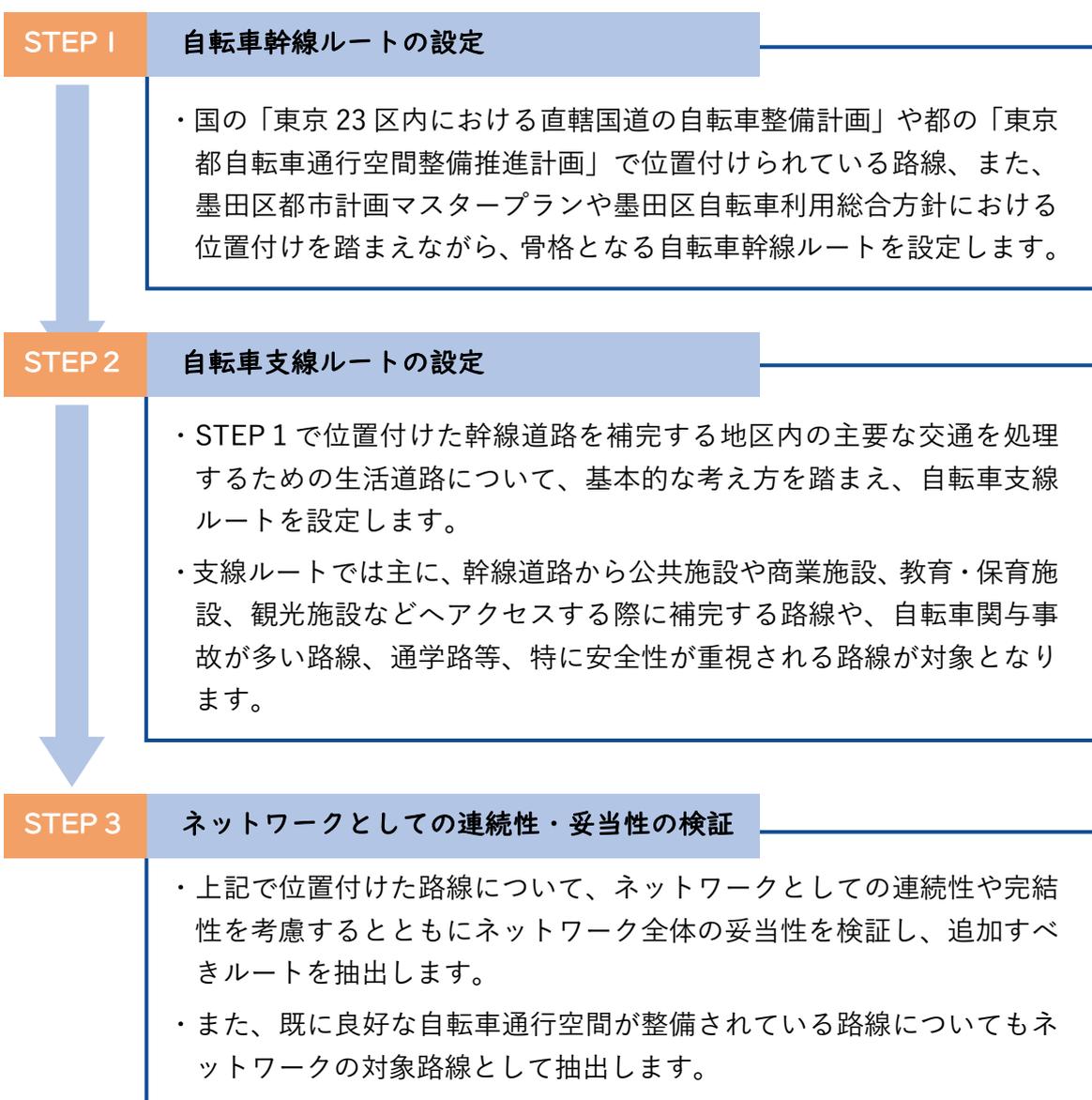
- ・観光やスポーツ・レジャーを目的とした自転車利用を促進し、自転車を気軽に楽しく利用できる環境を創出することで、自転車による地域振興を図ります。

3 自転車ネットワーク路線の選定

(1) 自転車ネットワーク路線選定の流れ

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28（2016）年 7 月 国土交通省）」では、自転車利用の状況を把握しその課題を整理するとともに、基本方針を設定しています。また、それに応じて自転車通行空間を効果的かつ効率的に整備することを目的に、面的な自転車ネットワーク路線を選定する手法を示しています。

墨田区でもこの手法を用いて、基本的な考え方で示した 3 つの基本事項に応じた自転車ネットワーク路線を選定します。



(2) STEP1 自転車幹線ルートの設定

本項目では、都市の骨格を形成する幹線道路について、以下の条件により幹線的な自転車ネットワーク路線（自転車幹線ルート）を設定します。

【抽出条件】

- ・国の「東京23区内における直轄国道の自転車整備計画」において、整備検討対象区間に位置付けられている道路
- ・都の「東京都自転車通行空間整備推進計画」において、優先整備区間に位置付けられている道路
- ・「墨田区都市計画マスタープラン」の道路整備方針により、幹線道路に位置付けられている道路
- ・「墨田区自転車利用総合方針」において、想定自転車ネットワークに位置付けられている道路
- ・上記以外で幅員が15m以上の区道
※自転車の通行が禁止されている道路を除く

図 STEP 1 の抽出結果（自転車幹線ルート）



※周辺自治体の自転車ネットワーク計画（令和4（2022）年11月現在）

(3) STEP2 自転車支線ルートの設定

STEP 1 で設定した幹線道路に囲まれた地区内の日常的な交通を処理するための生活道路について、基本的な考え方で示した安全性や利便性を踏まえた自転車ネットワーク路線（自転車支線ルート）を、以下の抽出条件により設定します。

表 設定の抽出条件

視点		抽出条件
安全性	1. 自転車通行の安全性を確保する必要がある路線	① 自転車関与事故が多い路線 ② 自転車交通量の多い路線
利便性	2. 日常生活の利便性に寄与する路線	③ 主な公共施設へのアクセスに必要な路線 ④ 商業施設へのアクセスに必要な路線 ⑤ 子育て支援施設へのアクセスに必要な路線
	3. 通勤・通学の利便性に寄与する路線	⑥ 鉄道駅周辺の駐輪場へのアクセスに必要な路線 ⑦ 高校や大学へのアクセスに必要な路線

視点1：自転車通行の安全性を確保する必要がある路線

【抽出条件① 自転車関与事故が多い路線】

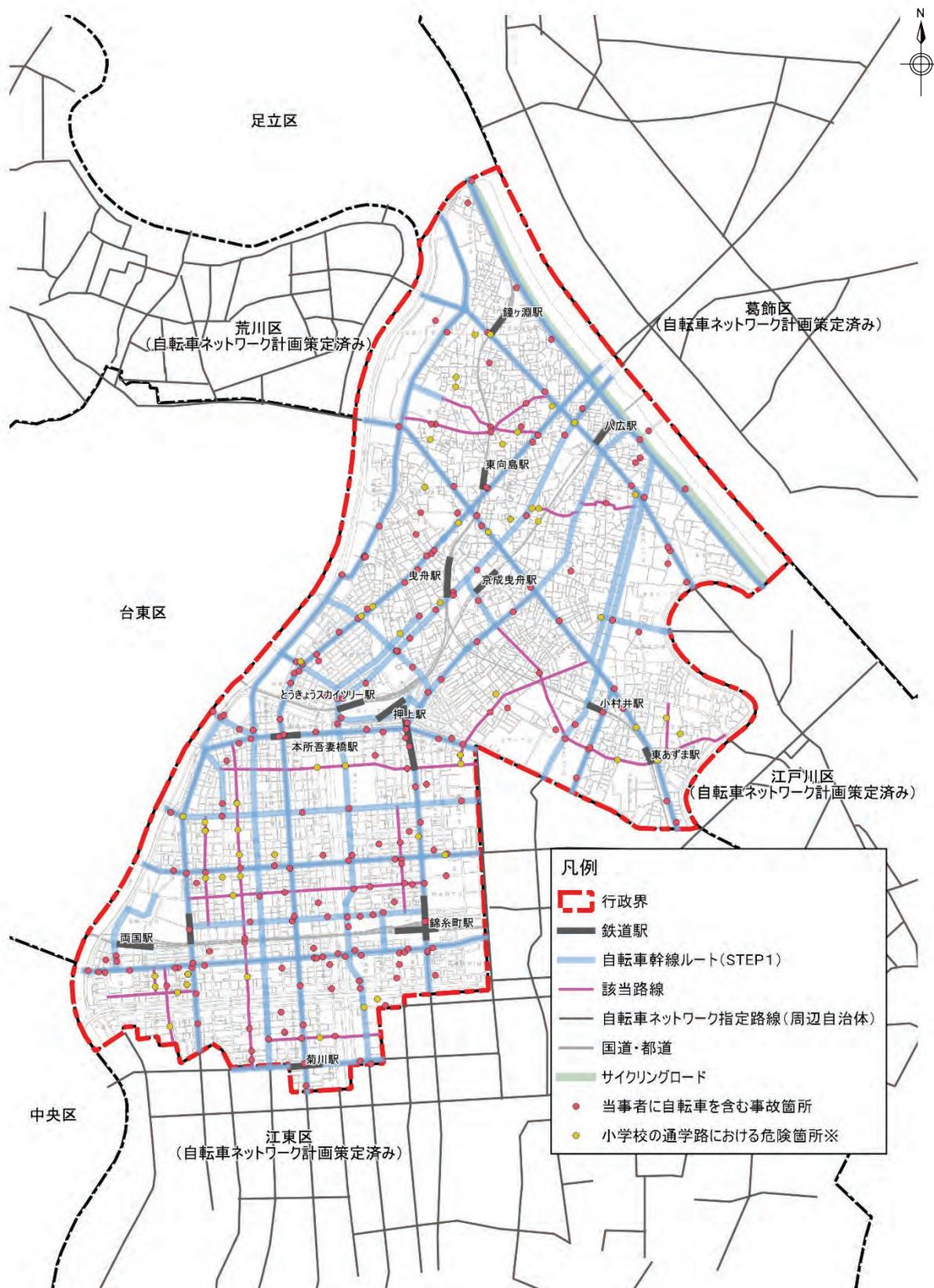
- ・当事者に自転車を含む交通事故の発生状況
- ・通学路において自転車に係る事故発生の危険性が高い箇所

自転車事故が多い路線や小学生が通学路として利用している路線については、自転車通行空間の整備による安全性の確保が求められます。

このことから、当事者に自転車を含む交通事故の発生箇所や、区関係部署、小学校PTA及び所轄警察が連携して実施している通学路合同点検により、事故発生の危険性が高いと指摘された箇所が集中する路線については、対象路線として抽出します。

また、区内を通行するシェアサイクルの通行軌跡を基に、自転車交通量が多いとみなせる路線について対象路線として抽出します。

図 自転車交通事故発生箇所

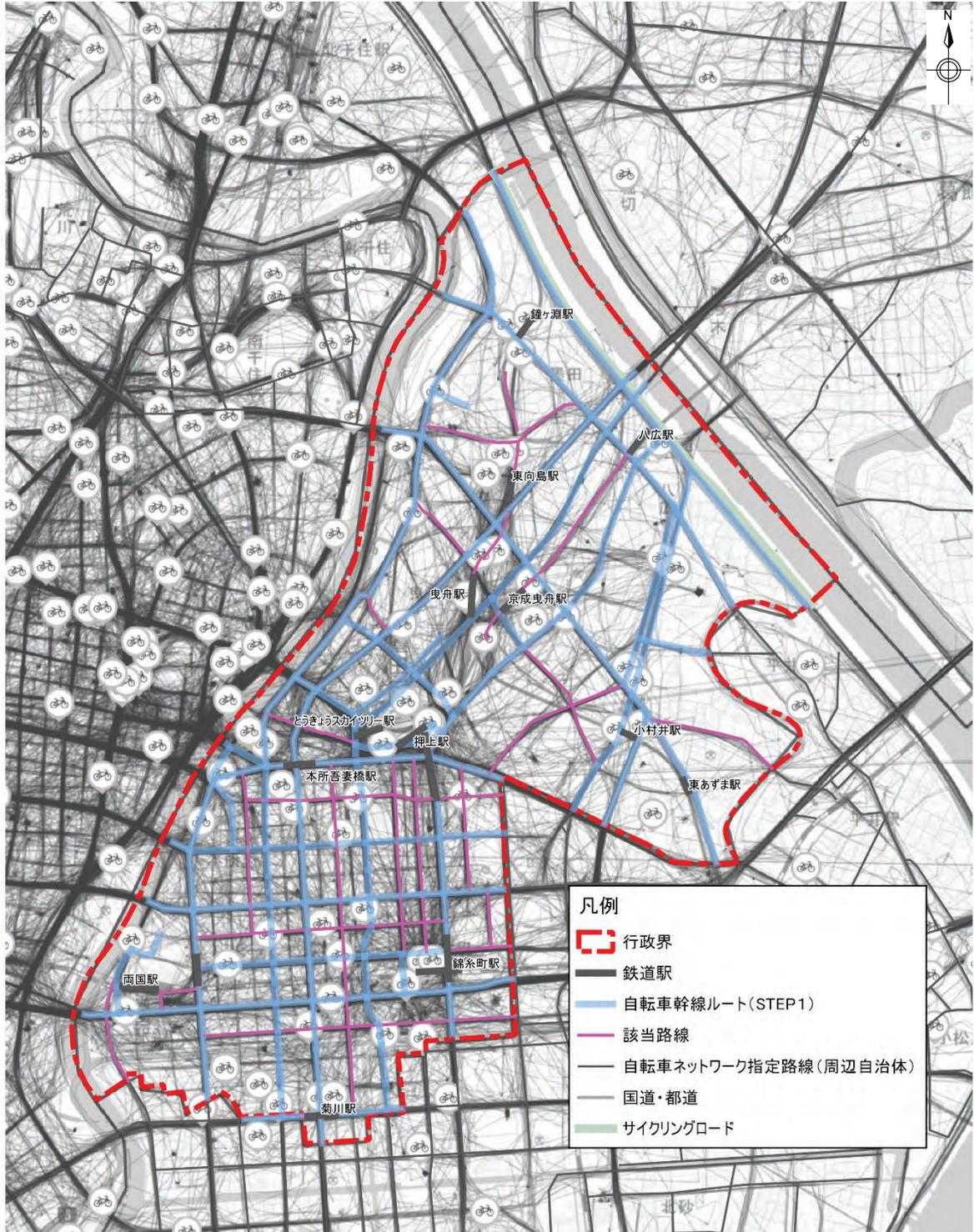


※通学路合同点検において、自転車関連事故発生の危険性が高いと指摘された箇所

【抽出条件② 自転車交通量が多い路線】

・シェアサイクルの交通量の多い路線

図 シェアサイクル通行軌跡



出典：OpenStreet 株式会社提供資料

視点2: 日常生活の利便性に寄与する路線

庁舎や図書館等の公共施設や主要な商業施設、区内に多く立地する子育て支援施設等の日常的に利用される施設については、施設へのアクセス手段として多くの人が自転車を利用してことから、主なアクセス路線について自転車通行空間を整備により利便性の向上を図る必要があります。

このため、各施設と幹線道路をつなぐアクセスルートの抽出を行います。

【抽出条件③ 主な公共施設へのアクセスに必要な路線】

- ・ 主な行政施設や文化施設等の公共施設へアクセスする路線

図 主な公共施設へのアクセスルート

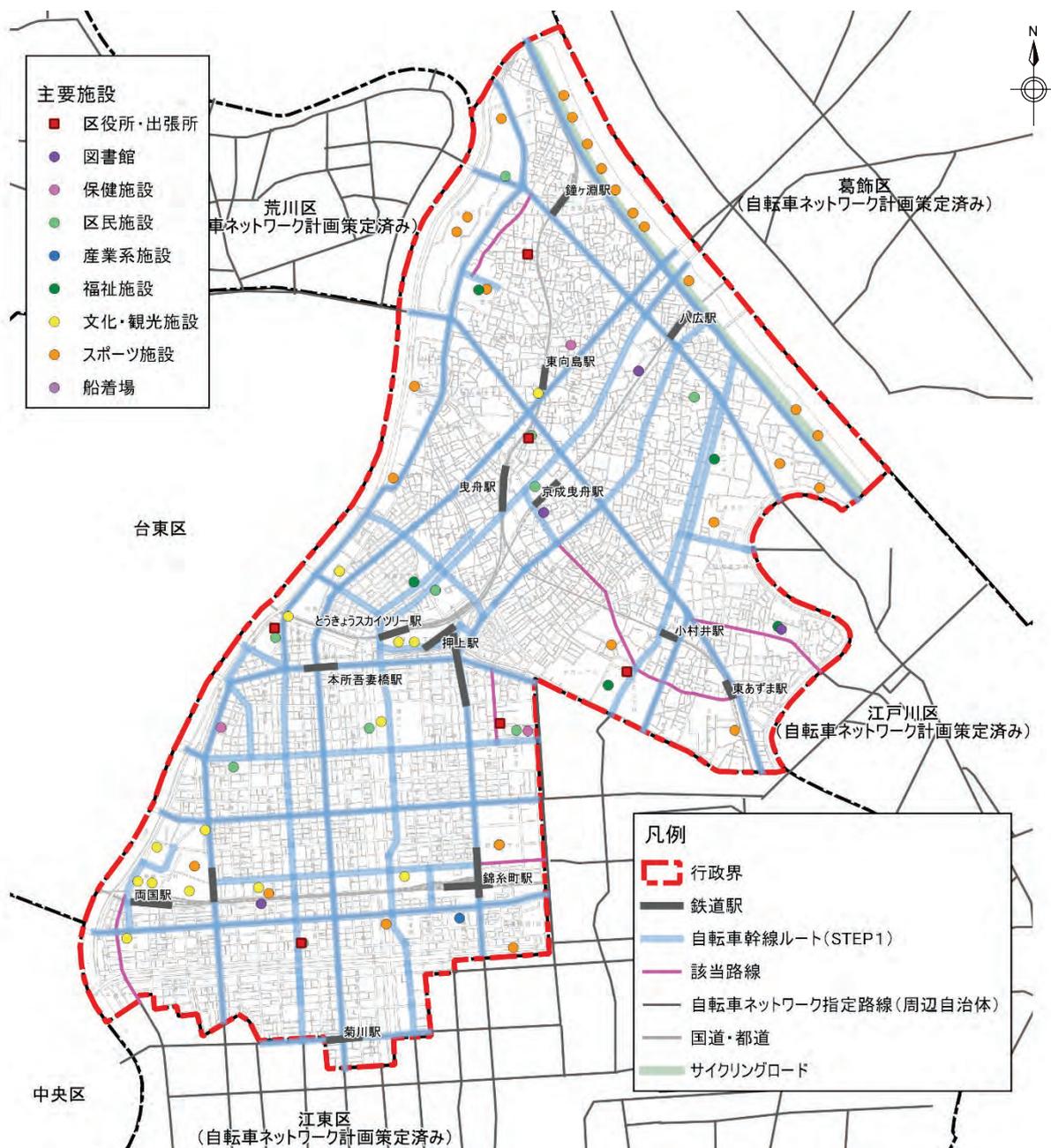


表 主要施設一覧（令和4（2022）年7月現在）

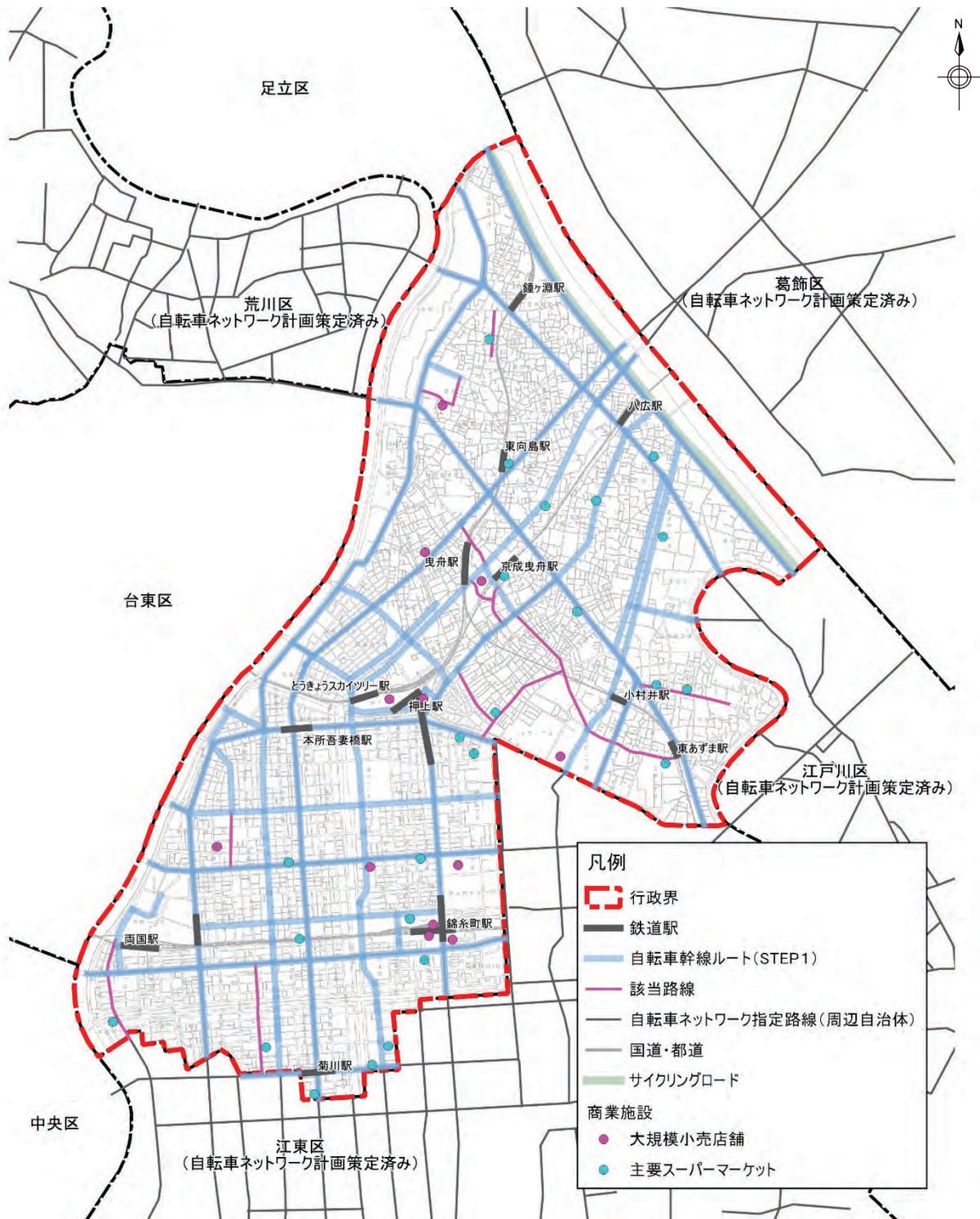
分類	施設名	分類	施設名
区役所・出張所	墨田区役所	図書館	墨田区立八広図書館
	緑出張所		墨田区立立花図書館
	横川出張所		墨田区立緑図書館
	文花出張所		墨田区立ひきふね図書館
	東向島出張所	スポーツ施設	墨田区総合体育館
	墨田二丁目出張所		フクシ・エンタープライズ墨田フィールド （墨田区総合運動場）
保健施設	向島保健センター		スポーツプラザ梅若
	本所保健センター		立花体育館
	（仮称）新保健施設等複合施設		すみだスポーツ健康センター
福祉施設	すみだ消費者センター		両国屋内プール
	社会福祉会館		弓道場
	立花ゆうゆう館		錦糸公園野球場
	梅若ゆうゆう館		八広野球場
	すみだ福祉保健センター		墨田野球場
	いきいきプラザ		墨田競技場
区民施設	すみだリバーサイドホール		荒川四ツ木橋緑地野球場
	すみだ生涯学習センター（ユートリヤ）		鐘淵野球場
	すみだ女性センター		荒川四ツ木橋緑地少年野球場
	本所地域プラザ（BIG SHIP）	東墨田公園少年野球場	
	八広地域プラザ（吾孺の里）	隅田公園少年野球場	
	梅若橋コミュニティ会館	錦糸公園テニスコート	
	東駒形コミュニティ会館	文花テニスコート	
	横川コミュニティ会館	緑町公園テニスコート	
	みどりコミュニティセンター	東墨田テニスコート	
	曳舟文化センター	堤通公園テニスコート	
	すみだ産業会館	大横川親水公園テニスコート	
	文化・観光施設	すみだ北斎美術館	荒川四ツ木橋緑地競技場
すみだトリフォニーホール		荒川四ツ木橋緑地地球技場	
すみだ郷土文化資料館		鐘淵球技場	
東京ミズマチ		荒川四ツ木橋緑地少年サッカー場	
すみだ水族館		東白鬚公園テニスコート	
東京スカイツリー		東白鬚公園少年野球場	
国技館			
江戸東京博物館			
両国花火資料館			
東京都復興記念館			
相撲博物館			
東武博物館			
たばこと塩の博物館			
刀剣博物館			

（向島及び本所保健センターについては、令和6（2024）年度開設予定の（仮称）新保健施設等複合施設に統合予定）

【抽出条件④ 商業施設へのアクセスに必要な路線】

・大規模小売店舗及び主要なスーパーマーケットへアクセスする路線

図 主要商業施設へのアクセスルート



出典：墨田区都市計画マスタープラン、東京都大店法届出施設一覧、iタウンページ（令和4（2022）年9月現在）

表 商業施設一覧（令和4（2022）年9月現在）

分類	施設名
大規模小売店舗	アルカキット錦糸町
	イトーヨーカドー曳舟店
	オリナス錦糸町
	オリンピック墨田文花店
	コモディイイダ東向島店
	サミットストア 両国石原店
	テルミナ
	テルミナ2
	東京スカイツリー
	フードスクエアオリナス錦糸町店
	マルエツ錦糸町店
	ライフセントラルスクエア押上駅前店
	ライフ東向島店
	錦糸町PARCO
	主要スーパー マーケット
アコレ八広1丁目店	
エンゼルファミリー両国店	
オーケー曳舟店	
オーケー住吉店	
オオゼキ菊川店	
おっ母さん食品館立花店	
カズン八広店	
グリートマート立花店	
グルメシティ東向島駅前店	
グルメシティ立花団地店	
ジャパンミート錦糸町店	
スーパーベルクス東墨田店	
ビッグ・エー墨田京島店	
ビッグ・エー墨田業平店	
ビッグ・エー墨田八広店	
ベルクス墨田店	
マルエツ両国亀沢店	
マルエツ菊川店	
ライフ菊川店	
ライフ錦糸町駅前店	
三徳	
東武ストア業平店	
肉のハナマサ錦糸町店	
肉のハナマサ住吉店	

出典：東京都 大規模小売店舗届出一覧

【抽出条件⑤ 子育て支援施設へのアクセスに必要な路線】

・保育園、幼稚園や児童館等の子育て支援施設へアクセスする路線

図 子育て支援施設へのアクセスルート

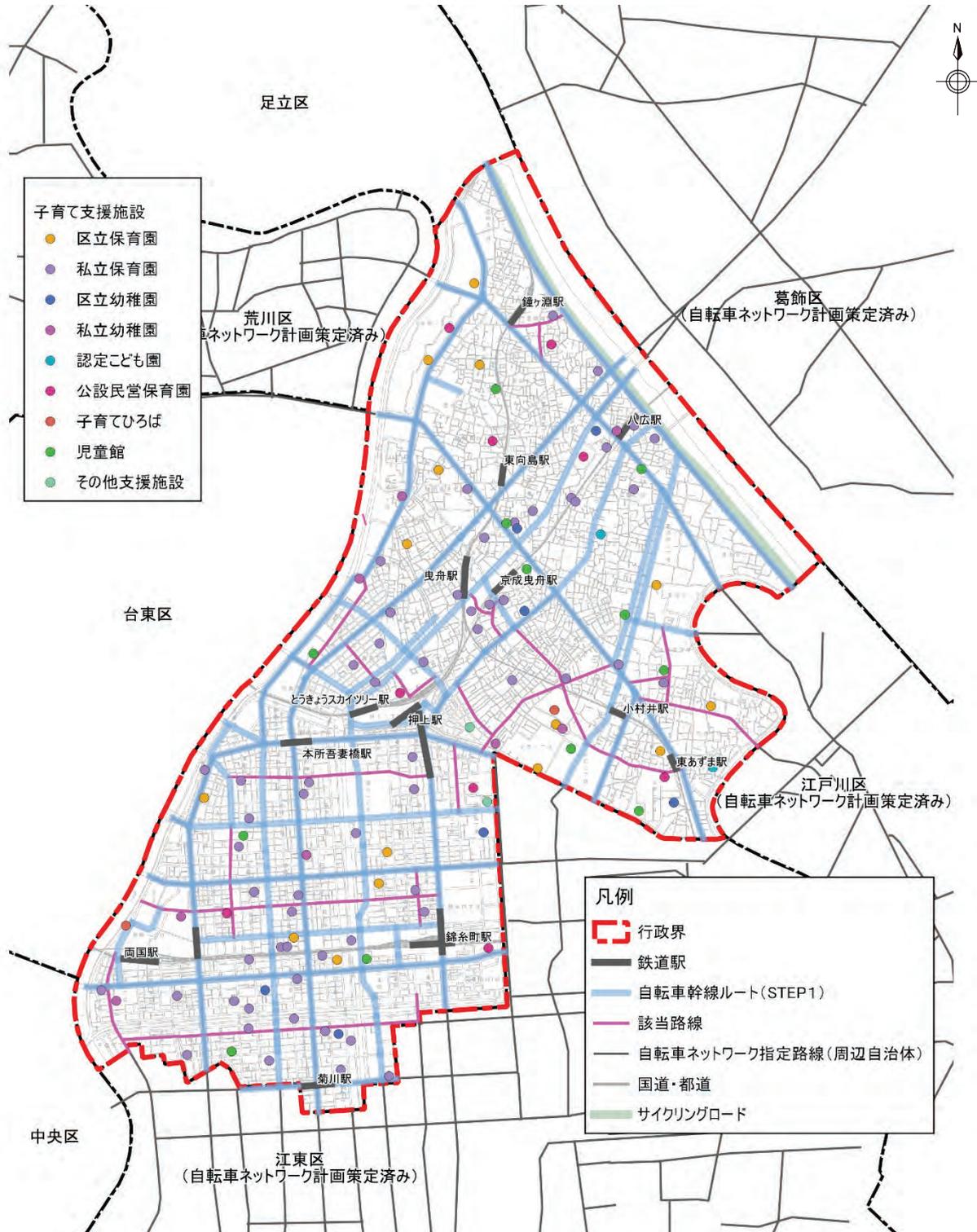


表 子育て施設一覧（令和4（2022）年7月現在）

分類	施設名	分類	施設名	分類	施設名
区立 保育園	江東橋保育園	区立 保育園	ナースリー保育園	区立 幼稚園	緑幼稚園
	江東橋保育園（分園）		育正保育園		柳島幼稚園
	横川橋保育園		こひつじ保育園		菊川幼稚園
	中川保育園		わらべみどり保育園		第三寺島幼稚園
	花園保育園		本所たから保育園		曳舟幼稚園
	福神橋保育園		すみだ中和こころ保育園		八広幼稚園
	文花保育園		両国・なかよし保育園		立花幼稚園
	東駒形保育園		小梅保育園	私立 幼稚園	さくらさくみらい東向島
	東あずま保育園		すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん		AIAI NURSERY 石原
	おもらい保育園		まなびの森保育園錦糸町		キッズパートナー菊川
	太平保育園		グローバルキッズ押上園		にじいろ保育園菊川
	鐘ヶ淵北保育園		両国すきっぷ保育園		グローバルキッズ曳舟保育園
	梅若保育園		のびのび保育園		すこやか本所保育園
	立川保育園		すこやか錦糸保育園		墨田わんぱく保育園
	中川南保育園		AIAI NURSERY 錦糸町		クオリスキッズ菊川保育園
	寺島保育園		ういず東駒形保育園		クローバーこども園
	しらひげ保育園		ベネッセ 菊川北保育園		両国幼稚園
認定 こども園	たちばな認定こども園	私立 保育園	小学館アカデミーひきふね駅前保育園	江東学園幼稚園	
八広認定こども園	チェリッシュあおぞら保育園		チェリッシュあおぞら保育園	本所白百合幼稚園	
公設民営 保育園	押上保育園		チェリッシュあおぞら保育園曳舟分園	言問幼稚園	
	あおやぎ保育園		アスク両国保育園	墨田幼稚園	
	すみだ保育園		向島ひまわり保育園	あさひ幼稚園	
	亀沢保育園		じょうえん曳舟保育園	あづま幼稚園	
	きんし保育園		アウトピア保育園	向島文化幼稚園	
	長浦保育園		そらまめ保育園すみだ横川	子育て ひろば	両国子育てひろば
	水神保育園		ひらがなのツリーほいくえん	子育て ひろば	文花子育てひろば
	横川さくら保育園		キッズガーデン墨田八広	児童館	墨田児童館
	横川さくら保育園（分園）		ミアヘルサ保育園ひびき曳舟		八広児童館
	私立 保育園		墨田みどり保育園		石原こころ保育園
墨田みどり保育園分園			まなびの森保育園曳舟		東向島児童館
ほがらか保育園			わらべ向島保育園		東向島児童館分館「キラむこ」
光の園保育学校			わらべ向島保育園分園		立花児童館
光の園保育学校外手分園			うれしい保育園八広		立川児童館
厚生館保育園			にじいろ保育園向島		文花児童館
幼保連携型認定こども園共愛館保育園		まなびの森保育園八広	中川児童館		
菊川保育園		アスク緑保育園	外手児童館		
興望館こども園		グローバルキッズ八広園	八広はなみずき児童館		
東京愛育苑さゆり保育園		たんぼぼ保育所八広園	さくら橋コミュニティセンター		
木ノ下保育園	キッズガーデン業平	その他	わんぱく天国		
杉の子学園保育所	キッズガーデン第二墨田八広	支援施設	（仮称）新保健施設等複合施設		

（子育て支援機能が含まれる（仮称）新保健施設等複合施設は令和6年度開設予定）

視点3:通勤・通学の利便性に寄与する路線

区内の鉄道駅周辺には多くの駐輪場が整備されており、通勤・通学目的で多くの人々が利用しています。また、区内には8つの高等学校と3つの大学があり、区内外から多くの学生が自転車で通学しています。これらの施設へのアクセスルートの抽出を行います。

【抽出条件⑥ 鉄道駅周辺の駐輪場へのアクセスに必要な路線】

- ・ 鉄道駅周辺の駐輪場へアクセスする路線

図 鉄道駅周辺の駐輪場へのアクセスルート



【抽出条件⑦ 高校や大学へのアクセスに必要な路線】

・区外からのアクセスも含め区内の高校や大学への通学に利用される主要な路線

図 高等学校及び大学へのアクセスルート



STEP 2 の各視点による抽出結果を総合すると、下図のように対象路線が抽出されます。

図 STEP 2 の抽出結果



(4) STEP 3 ネットワークとしての妥当性の検証

STEP 3では、これまでに設定した路線について、ネットワークとしての連続性や完結性を考慮した上でネットワーク全体の妥当性を検証し、追加すべきルートを抽出します。

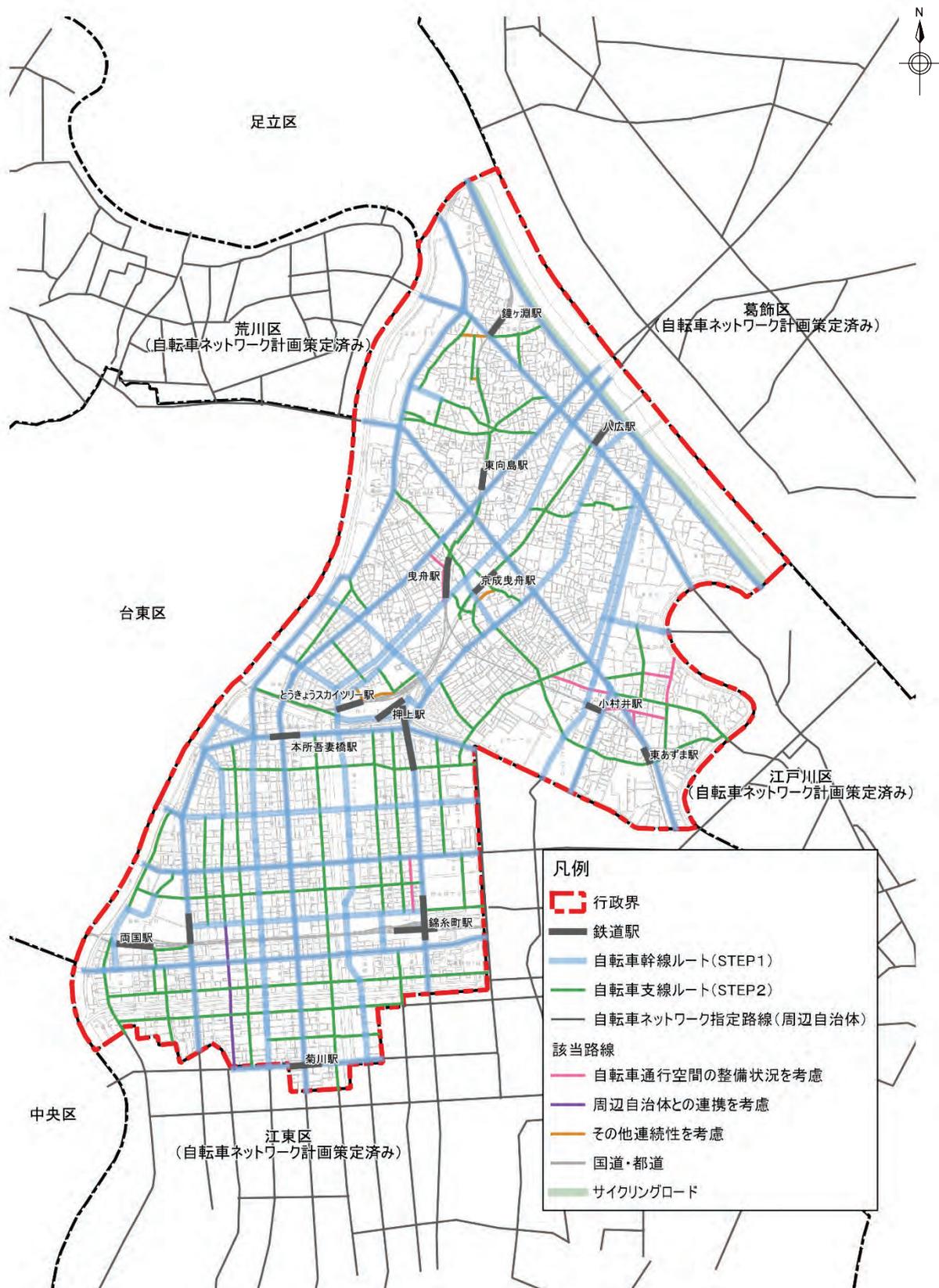
墨田区内の自転車通行空間は、主要幹線道路を中心に、自転車専用通行帯と自転車ナビマーク・ナビラインが整備されています。それらについては、既に良好な通行空間が整備されている路線として自転車ネットワークに追加します。

また、これまでの抽出した路線だけではネットワークとしての連続性に欠ける路線が生じます。このことから、区外からのアクセスも含めて自転車が目的地まで快適に通行できる自転車ネットワークを構築するため、現在の整備状況を把握した上で、抽出したアクセスルートとの接続を考慮します。

【抽出条件 既に自転車通行空間が整備されている路線】

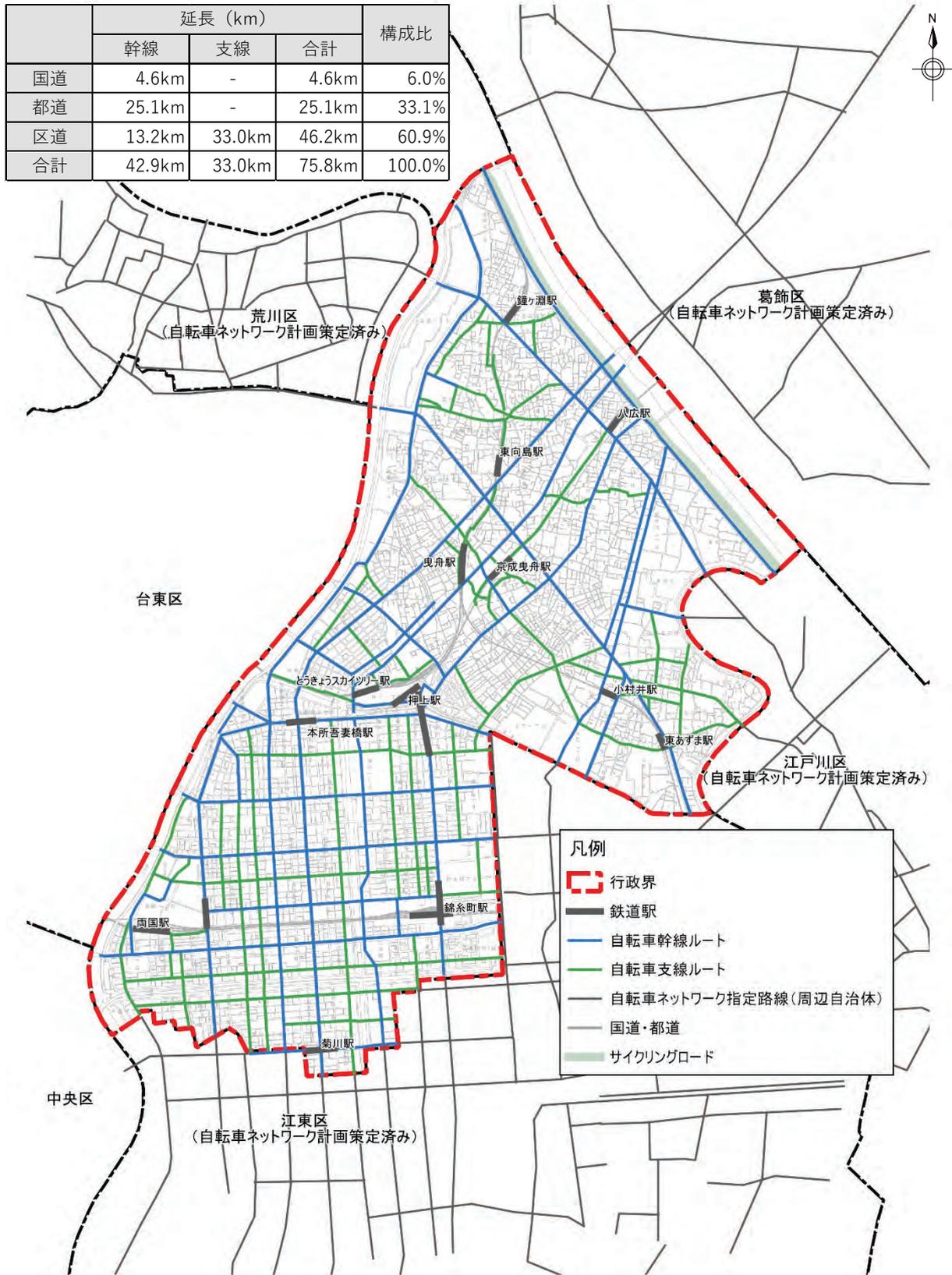
- ・現在の自転車通行空間、自転車ナビマーク・ナビラインが整備されている路線
- ・周辺自治体における自転車ネットワークと連続する路線
- ・その他ネットワークの連続性を補足するために必要な路線

図 STEP 3 の抽出結果



STEP1～3の抽出結果を総合し、墨田区の自転車ネットワークを以下のように定めます。

図 自転車ネットワーク計画図

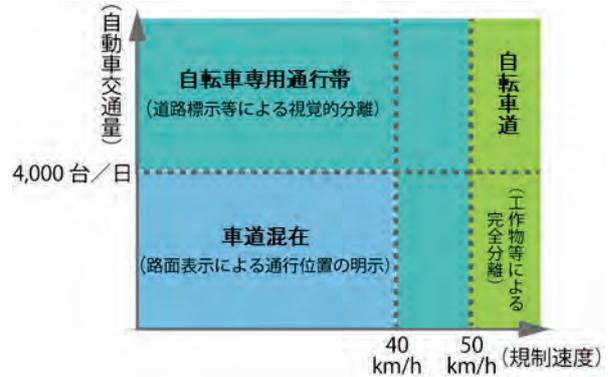


(1) 整備形態の考え方

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に示されている整備の完成形態は、自動車交通量と規制速度の区分により「自転車専用通行帯」「自転車専用通行帯」「車道混在」の3つに分類されます。

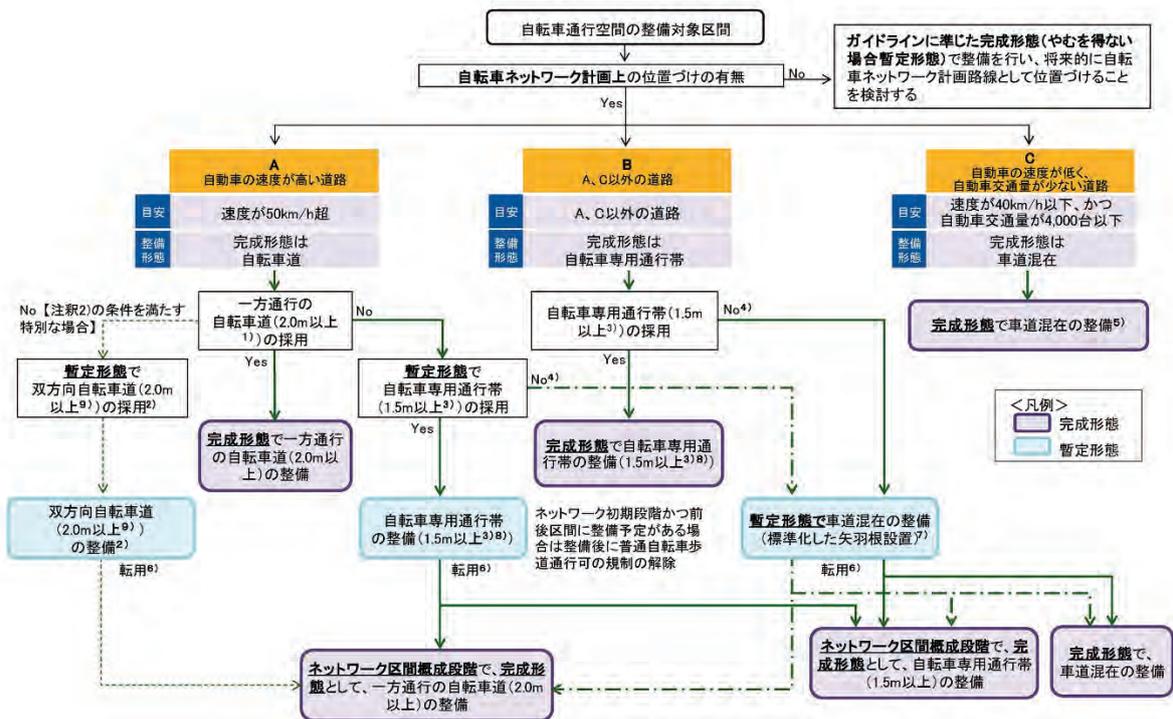
また、完成形態による通行空間整備が当面困難な場合などでは、車道通行を基本とした暫定形態の整備を行うことも示されています。

図 整備手法



出典：ガイドライン

図 整備形態選定フロー



- 1) 自転車道の幅員は2.0m以上とするが、双方方向の自転車道については、自転車相互のすれ違いの安全性を勘案し、2.0mよりも余裕をもった幅員構成とすることが望ましい。
- 2) 双方方向の自転車道が採用できる条件は次の全ての条件を満たすこと。①一定の区間長で連続性が確保されていること。②区間前後・内に双方方向自転車道が交差しないこと。③区間内の接続道路が限定的で自転車通行の連続性・安全性が確保できること。④ネットワーク区間概成段階で一方通行の規制をかけることができること。
- 3) 自転車専用通行帯の幅員は1.5m以上とするが、やむを得ない場合(交差点部の右折車線設置箇所など、区間の一部において空間的制約から1.5mを確保することが困難な場合)に、整備区間の一部で最小1.0m以上とすることができる。
- 4) 自転車専用通行帯に転用可能な1.5m以上の幅員を外側線の外側に確保することを原則とし、やむを得ない場合(交差点部の右折車線設置箇所など、区間の一部において空間的制約から1.5mを確保することが困難な場合)には、整備区間の一部で最小1.0m以上とすることができるものとする。但し、道路空間再配分等を行っても、外側線の外側に1.5m(やむを得ない場合1.0m)以上確保することが当面困難であり、かつ車道を通行する自転車の安全性を速やかに向上させなければならない場合には、この限りではない。
- 5) 1.0m以上の幅員を外側線の外側に確保することが望ましい。
- 6) 自転車通行空間整備後に道路や交通状況の変化により、完成形態の条件を満たすことができるようになった場合。
- 7) 暫定形態の採用が困難な場合には、当該路線・区間を自転車ネットワーク路線から除外し、代替路により自転車ネットワークを確保する可能性についても検討する。代替路として生活道路等を活用する場合には、安全性や連続性に留意する必要がある。
- 8) 普通自転車歩道通行可の規制との併用は、前後区間に自転車専用通行帯の整備予定がある場合に限ること。この場合、前後区間の自転車専用通行帯の整備時に普通自転車歩道通行可の規制を解除するとともに、その予定を事前に周知すること。
- 9) 例えば、2.5mが確保できる場合は、歩道側1.5m、車道側1.0mの位置に中央線を設置するなど車道に対する左側通行を誘導することが望ましい。

※ 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間、自転車と自動車を混在させる区間では、沿道状況に応じて、駐車禁止若しくは駐停車禁止の規制を実施するものとする。

出典：ガイドライン

区道の多くは道路幅員が狭く、ガイドラインで分類されている「車道混在」の整備を満たさない路線もあることから、警視庁が設置を推奨している自転車ナビマークも整備形態に設定し、「自転車道」、「自転車専用通行帯」、「車道混在」に「自転車ナビマーク」を加えた4つの中から整備形態を選択し、ネットワーク路線の整備を進めていきます。

写真 自転車通行空間のイメージ

<p>自転車道</p>	<p>自転車専用通行帯</p>
	
<p>車道混在</p>	<p>自転車ナビマーク</p>
<p>(区役所通り)</p> 	<p>(立花五丁目)</p> 

出典（上段写真2点）：ガイドライン

(2) 自転車通行空間の標準的な構造

1) 単路部の構造

単路部の構造はガイドラインに示されている標準的な構造を踏まえ、以下のとおりとします。

① 自転車道

自転車道は、自動車及び自転車の交通量が多い道路に専ら自転車の通行の用に供するため、車道上に縁石線又は柵その他これに類する工作物により物理的に分離して設けられる道路のことです。

■通行方法

- ・自転車道は、車道左側一方通行を基本とする。

■分離工作物等

- ・一般部の自転車道と車道の間には、自転車及び自動車が互いに存在を認識できるように視認性に配慮し、車道から高さ15cm以上の縁石を設置する。

■幅員

- ・幅員は、2.0m以上とする。ただし、地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5mまで縮小することができる。

■道路標識・路面標示

- ・自転車の通行空間を道路利用者に明確に示すため、自転車道を示す道路標識の設置や、自転車の通行方向を示すピクトグラムと進行方向を示す矢印を設置し、路面の全部または一部を着色することが望ましい。

図 自転車道の整備イメージ



図 道路標識「自転車専用」を設置した事例



出典：ガイドライン

② 自転車専用通行帯

自転車専用通行帯は、自動車及び自転車の交通量が多い道路に専ら自転車の通行の用に供するために、車道上に道路標示やピクトグラムにより視覚的に分離して設けられる道路のことです。

■通行方法

- ・ 自転車専用通行帯は、車道左側一方通行とする。

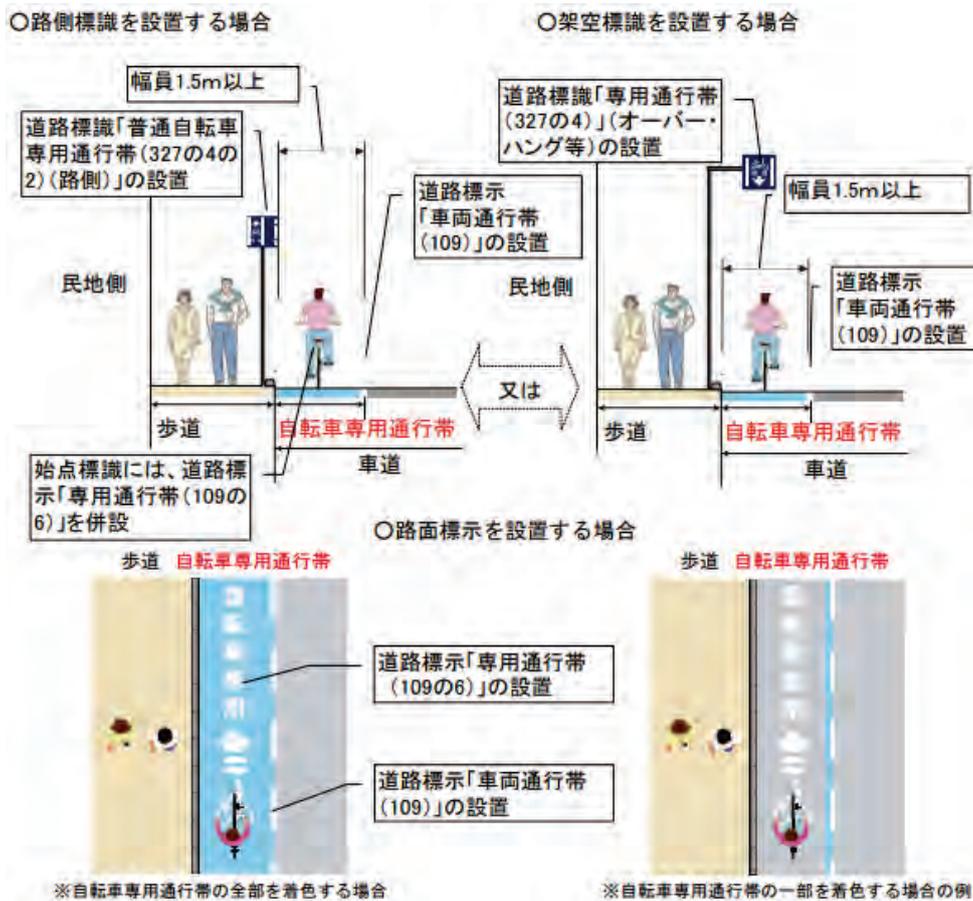
■幅員

- ・ 幅員は、1.5m以上を確保するものとする。なお、道路の状況等によりやむを得ない場合は整備区間の一部で1.0mまで縮小することができる。

■道路標識・道路標示、路面標示等

- ・ 道路標示「車両通行帯」に合わせて、自転車専用通行帯を示す道路標識「専用通行帯」、または、道路標示「専用通行帯」を設置する。
- ・ 車両乗り入れ部から進入する自転車の逆走を防止するため、自転車のピクトグラムと進行方向を示す矢印を設置し、路面の全部又は一部を着色することが望ましい。

図 自転車専用通行帯の整備イメージ（歩道のある場合）



出典：ガイドライン

③ 車道混在

車道混在とは、法律上、特に定義されたものではないが、車道内に矢羽型路面表示を設置して自転車の通行位置や通行方向を示すことで、自動車に自転車が混在することの注意喚起を行う自転車通行空間の整備形態です。

■幅員

- ・1.0m以上の幅員を外側線の外側に確保することが望ましい。
- ・矢羽根型路面表示で示す自転車通行空間としての舗装部分の幅員は、側溝の蓋部分を除いて1.0m以上確保することが望ましい。

■道路標識・道路標示、路面標示等

- ・歩道のある道路において矢羽根型の路面表示を設置する場合は、自転車の通行幅を勘案し、矢羽根型路面表示の右端が路肩端から1.0m以上の位置となるように設置する。
- ・歩道のない道路において、矢羽根型路面表示の右端が車道外側線から車線内1.0m以上離れた位置となるように設置することが望ましい。
- ・矢羽根型路面表示の設置間隔はガイドラインに合わせた10mを標準とし、必要に応じて車道への誘導を強化するため、5m間隔等の高密度な配置を検討する。
- ・ガイドラインでは矢羽根路面標示の幅は、0.75m以上を標準としているが、幅員の狭い道路では縮小できるものとする。
- ・ガイドラインではピクトグラムは横向きの自転車表示を標準としているが、自転車ナビマークも配置できるものとする。

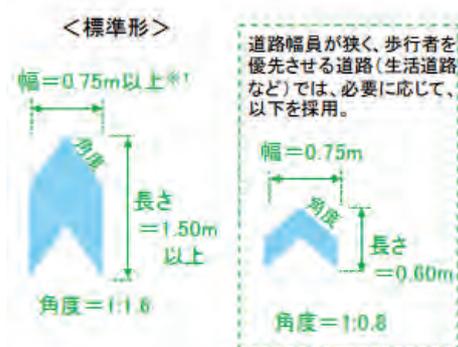
図 車道混在の整備イメージ（歩道のある道路の場合）



写真 矢印路面標示を設置した路線（北斎通り）



図 矢羽根型路面表示の標準仕様



出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

④ 自転車ナビマーク

自転車ナビマークとは、警視庁が自転車の安全な通行を促すため、主として車道の左側端に自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を路面に表示した整備形態です。

- ・ 自転車が通行すべき部分と通行方向について、自転車運転者及び自動車ドライバーに対し分かりやすく周知しているものです。
- ・ 自転車ナビマークは、標識令等の法令に定めのない法定外表示であり、自動車がナビマークの上を通過しても罰則はありませんが、ナビマークの設置によってドライバーが自転車の通行を意識するようになります。
- ・ 大規模な整備工事も必要なく、幅員の狭い生活道路にも設置することができるので、効率的に自転車通行環境の改善を図ることができます。

図 自転車ナビマークの設置例と自転車の通行方法

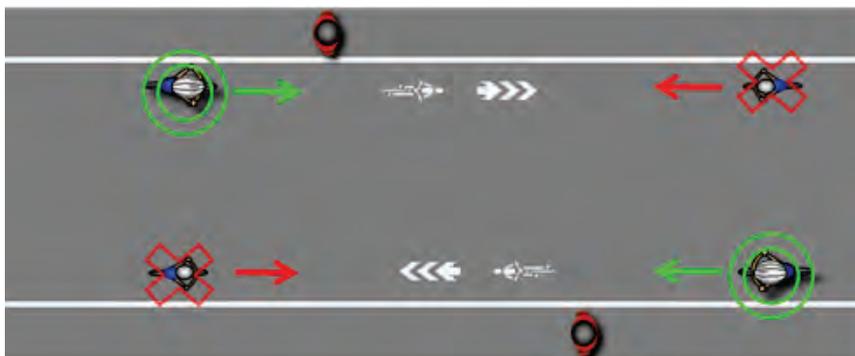


写真 自転車ナビマークの整備例（立花五丁目）



2) 交差点部の構造

交差点部の構造はガイドラインに示されている標準的な構造を踏まえることとします。なお、それぞれの構造に共通する基本的な考え方は、以下のとおりです。

■分離形態の連続性

- ・ 交差点部において歩行及び自転車及び自動車の適切な分離、共存を図るため、交差点部を超えたところまで路面表示を設置する等適切な交差点処理を行うことを基本とする。

■通行空間の直線的な接続

- ・ 自転車の安全性及び快適性を向上させるため、自動車と同じ方向に通行する自転車の交差点部における自転車通行空間は、直線的に接続することを基本とする。

■交差点内の通行方向の明確化

- ・ 交差点における自転車の安全な通行を促すとともに、自動車利用者等に自転車動線を知らせるため、自転車の通行位置及び通行方向を明確化する路面表示を設置する。

■左折巻き込みに対する安全対策

- ・ 自動車から自転車を確認しやすくし、左折巻き込み事故を防止するため、交差点流入部において、自転車専用信号の設置により、自動車とは別の信号制御を行うことを検討する。

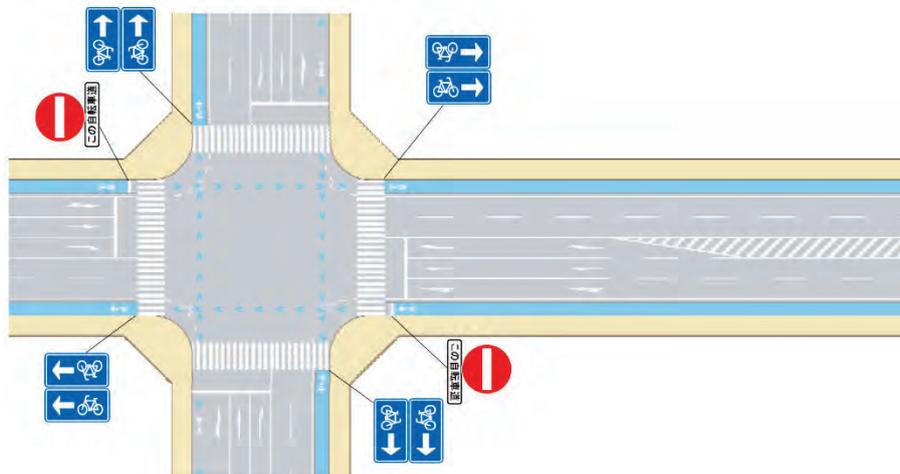
■二段階右折時の滞留スペースの確保

- ・ 交差点内の通行方法の明確化のために設置した路面表示と歩車道境界の縁石で囲まれた範囲は、自転車が二段階右折する際の交差点内での滞留スペースとなることを周知する。

① 自転車道

自転車道では、交差点前後において矢羽根型路面標示による通行位置の明確化やピクトグラムによる進行方向の路面標示を行います。また、左折自動車と自転車が混在することを、自転車、自動車双方に対して看板又は路面表示により注意喚起することを検討します。

図 自転車道（自転車一方通行）が交差する交差点の例

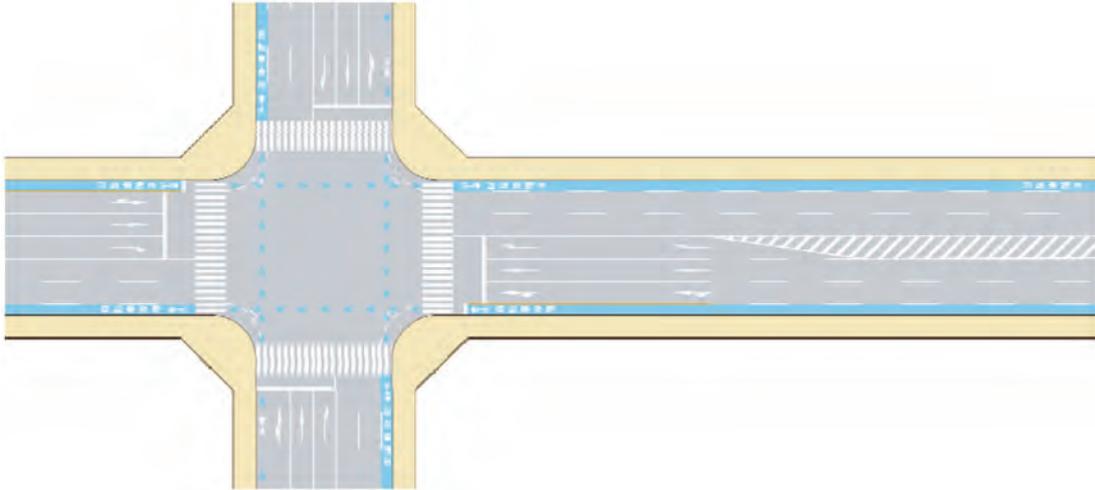


出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

② 自転車専用通行帯

自転車専用通行帯では、交差点前後において矢羽根型路面標示による通行位置の明確化やピクトグラムによる進行方向の路面標示を設置します。

図 自転車専用通行帯が交差する交差点の例

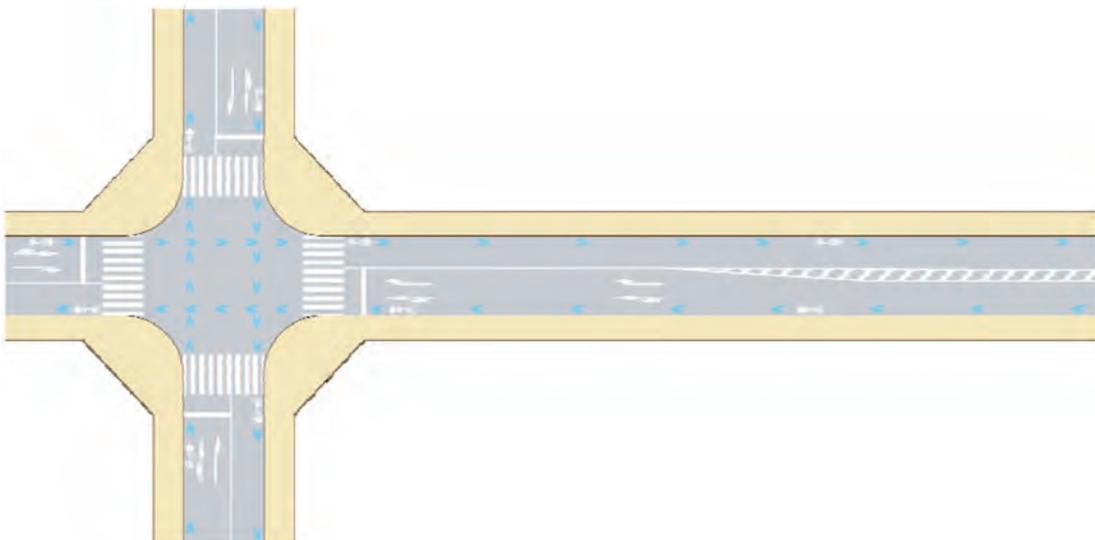


出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

③ 車道混在・自転車ナビマーク

車道混在・自転車ナビマークでは、交差点前後において矢羽根型路面標示による通行位置の明確化やピクトグラムによる進行方向の路面標示を設置します。

図 車道混在が交差する交差点の例



出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

5 優先整備路線の検討

(1) 整備優先度の考え方

自転車ネットワーク計画の実現に向けて、国道及び都道についてはそれぞれの事業計画等が定められているため、区道の自転車幹線及び支線ルート（計約 50km）を対象として整備優先度を設定し、整備を計画的に進めていきます。

整備優先度の設定に当たっては、自転車関連事故の発生状況や自転車利用が多い施設集積状況を考慮するとともに、「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」における検討範囲を踏まえ、鉄道駅周辺の 500m 圏内を整備優先度が高い路線とします。

また、自転車や歩行者の交通量が多い自転車幹線ルートや近隣自治体の自転車ネットワーク計画との連続性等へ配慮した上で優先的な整備を検討するとともに、効率的に事業を進めるため、先行する関連事業に合わせた整備も検討します。

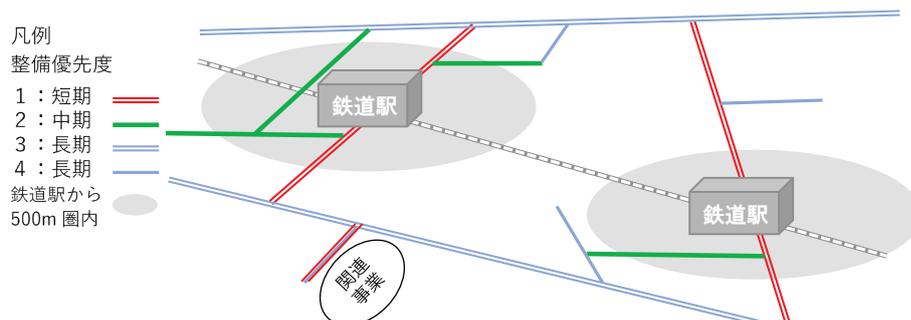
本計画期間では、短期整備路線として整備優先度 1 の路線の整備を進めます。それ以降については、令和 15（2033）年度からの 10 年間で中期として整備優先度 2 の路線整備、令和 25（2043）年度以降は長期として整備優先度 3 及び 4 の路線整備を検討します。

なお、実際の整備に当たっては、各路線や周辺地域の現状を踏まえながら事業を進めます。

表 整備優先度の考え方

整備優先度		期間	整備優先度の考え方	整備対象	
高	1	短期 (R5～14)	○自転車幹線ルートの連続性確保 ○自転車利用が多く見込まれる路線の安全性向上 ○関連事業と合わせた効率的な整備	主に鉄道駅 500m 圏内	自転車幹線 ルート及び 関連事業に 係る区間
	2	中期 (R15～24)	○自転車利用が多く見込まれる路線の安全性向上		
低	3	長期 (R25 以降)	○自転車幹線ルートの連続性の確保	鉄道駅 500m 以遠	自転車幹線 ルート
	4		○自転車ネットワークの連続性の確保	鉄道駅 500m 以遠	自転車支線 ルート

図 整備優先度設定のイメージ



出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインより作成

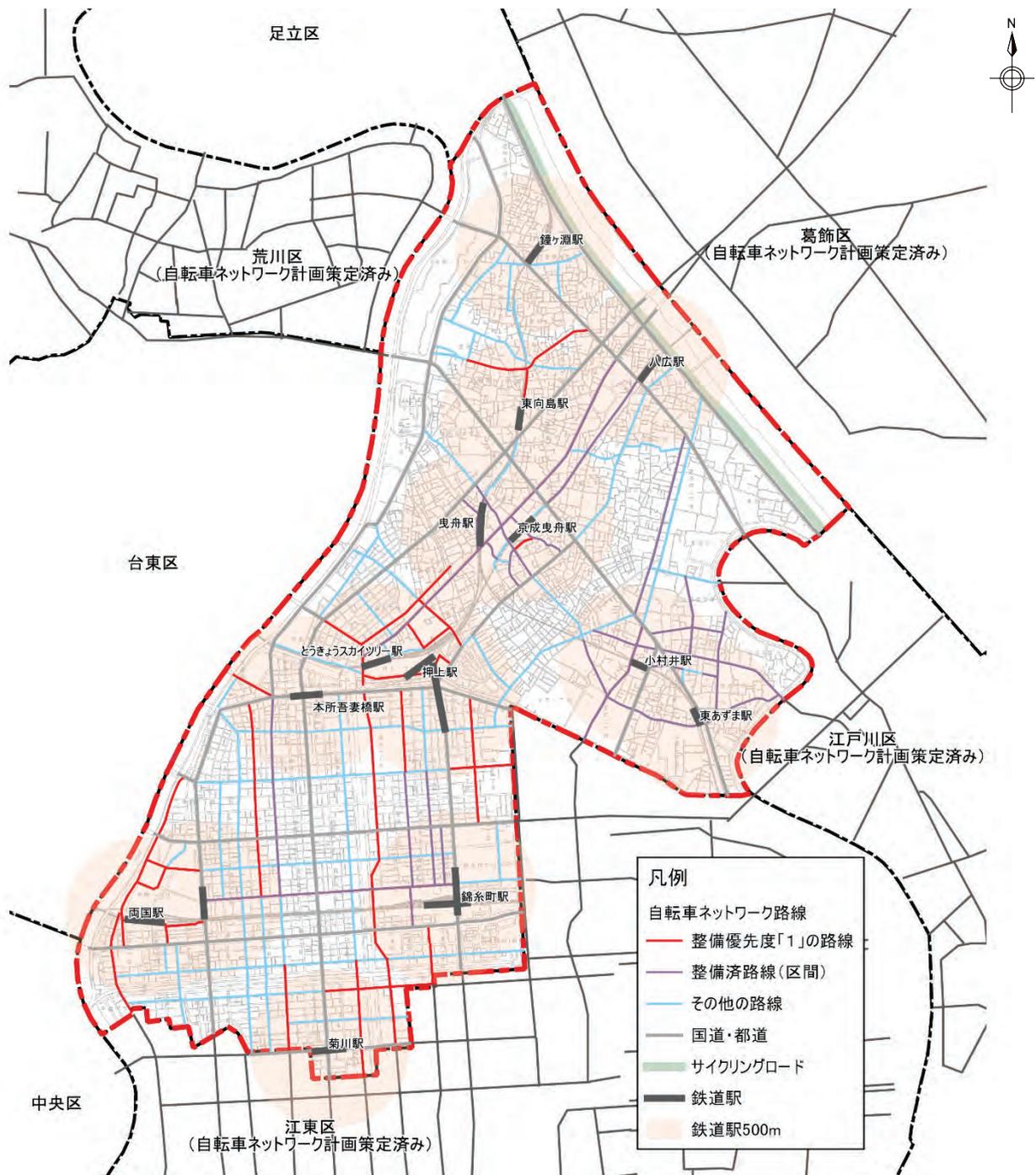
(2) 整備優先度の設定

① 整備優先度1:短期

短期では、自転車ネットワーク路線のうち、鉄道駅周辺の500m圏内の自転車幹線ルートや交通事故が多く発生している区間、隣接区との連続性を考慮した区間のほか、関連事業が実施中または数年内に実施予定の区間について、優先度「1」の整備対象路線とします。

整備優先度が「1」の路線のうち、未整備路線の区道の延長は約14.7kmです。

図 整備優先度「1」の対象路線

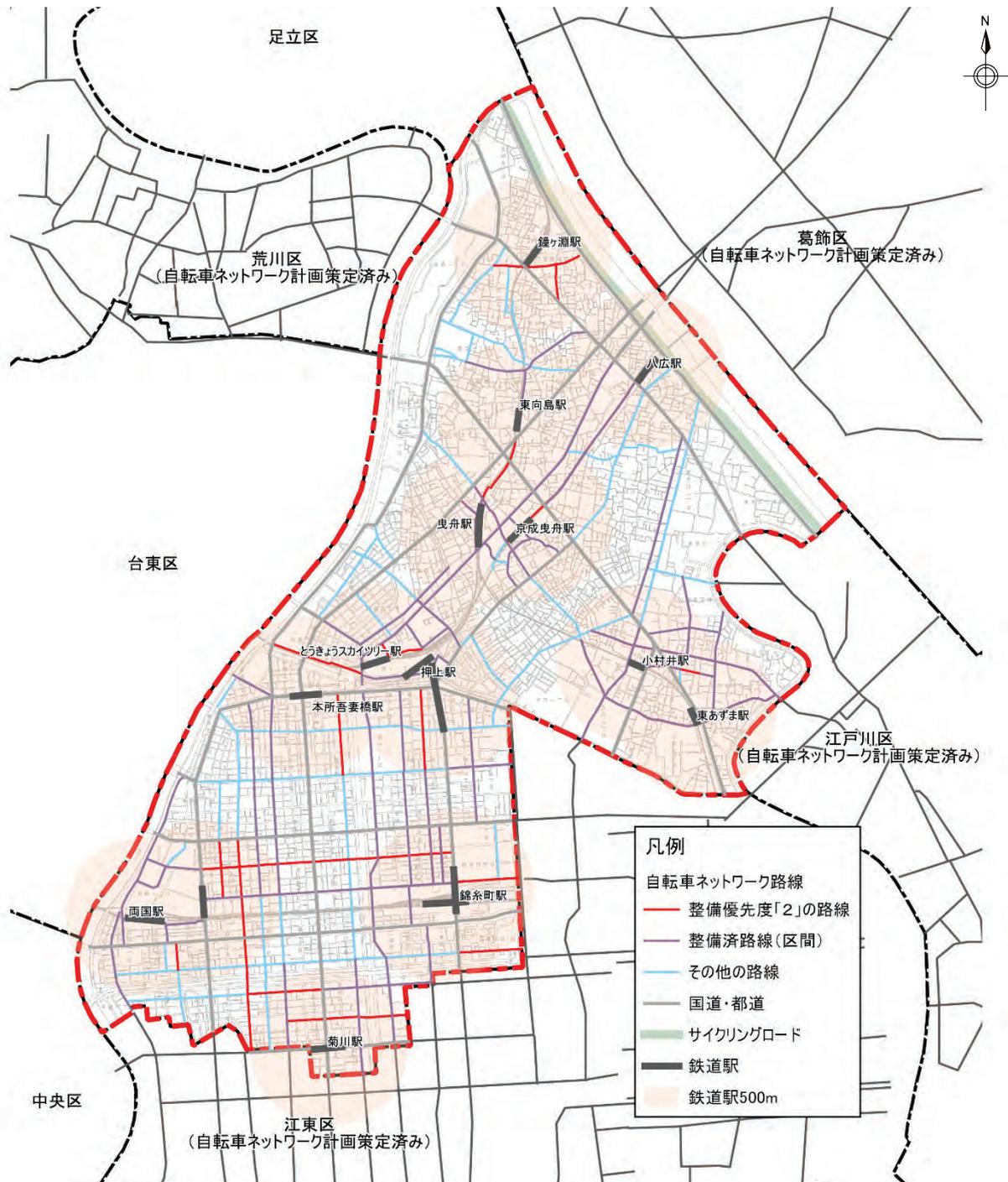


② 整備優先度2:中期

中期では、自転車ネットワーク路線のうち、鉄道駅周辺の500m圏内の自転車支線ルートを中心に整備を進めます。

整備優先度が「2」の路線のうち、未整備路線の区道の延長は約9.1kmです。

図 整備優先度「2」の対象路線

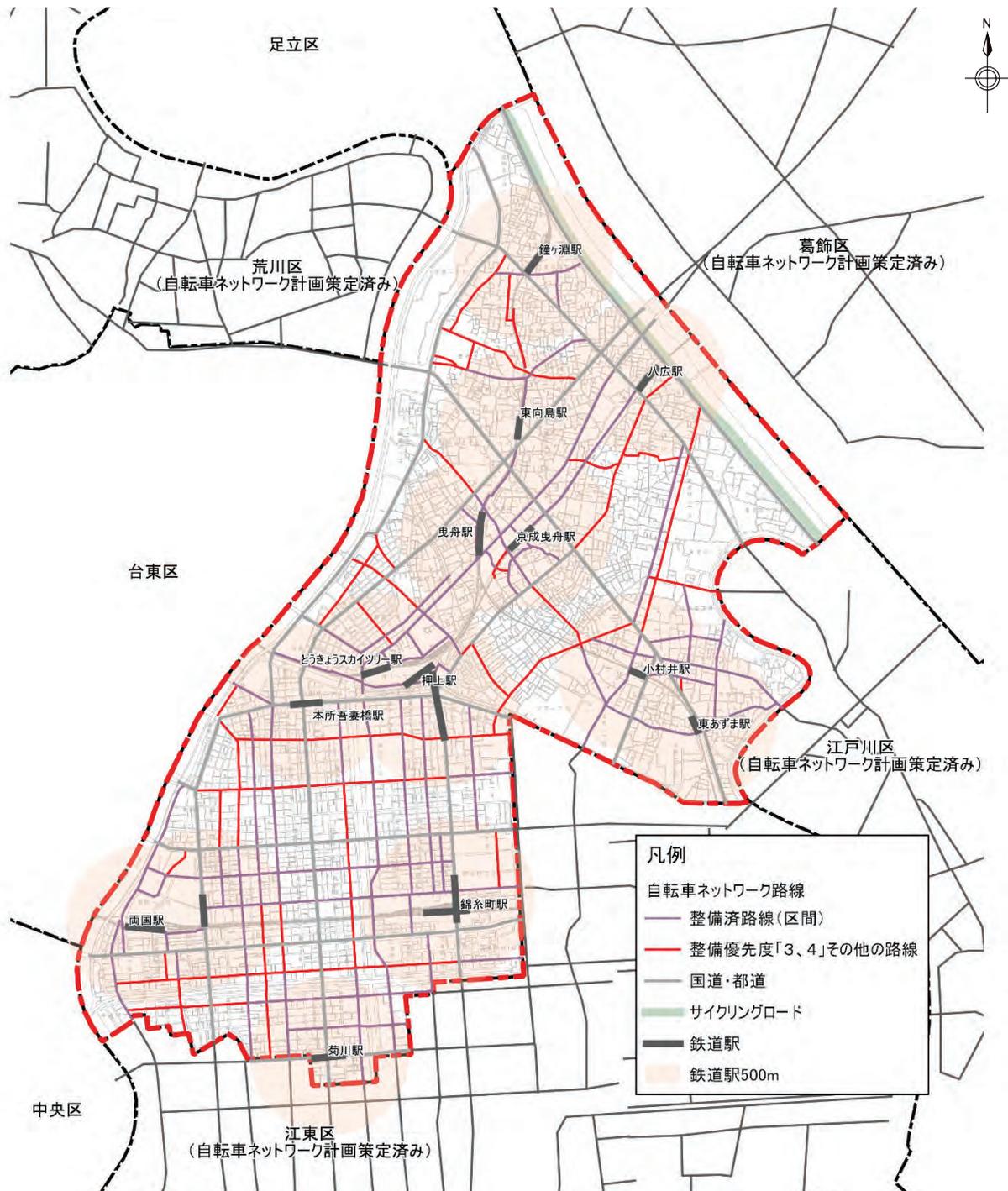


③ 整備優先度3、4:長期

長期では、自転車ネットワーク路線のうち、短期中期の整備状況を踏まえ、残りの路線を整備することとします。

整備優先度が「3」及び「4」に当たり路線の延長は、約22.4kmです

図 整備優先度「3」「4」(長期)



④ 自転車ネットワーク計画対象路線の整備優先度

整備優先度「1」～「4」による分類の結果を以下に示します。

図 自転車ネットワーク計画対象路線の整備優先度



■資料2 墨田区自転車活用推進計画策定に関する意見交換会名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	鈴木 雅之	国立大学法人千葉大学 大学院国際学術研究院 教授
警視庁	木村 康	警視庁本所警察署 交通課長
	林 優也	警視庁本所警察署 交通課 交通規制係 担当係長
	石郷岡 亮	警視庁向島警察署 交通課長
道路管理者	大野 貴史	国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長
	徳差 宣	東京都建設局 第五建設事務所 補修課長
鉄道事業者	大川 敦	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 総務部 企画室担当課長
	落合 卓也	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 営業統括部 営業部 お客様サービス課長
	山下 知晃	京成電鉄株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長
	藤沼 愛	東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部計画課 まちづくり連携プロジェクトチーム担当課長
	大谷 賢司	東京都交通局 総務部 企画調整課長
区民・商工・ 観光関係機関	森山 育子	墨田区観光協会 理事長
	山田 昇	墨田区商店街連合会 会長
	須藤 正	墨田区町会・自治会連合会 会長
シェアサイクル 事業者	本間 晃章	OpenStreet株式会社 プラットフォーム統括 エリア開発1部 エリアマネージャー
	片山 温順	株式会社ドコモ・バイクシェア シェアリング事業部 第一事業担当課長
墨田区	天海 晴彦	墨田区 都市整備部長
	榊 健	墨田区 産業観光部 観光課長
	須藤 浩司	墨田区 教育委員会事務局 庶務課長（事務取扱）
	松岡 宏輔	墨田区 都市整備部 道路公園課長
	吉田 優司	墨田区 都市整備部 土木管理課長

■資料3 墨田区自転車活用推進計画策定に関する意見交換会開催概要

第1回意見交換会	
開催日時	令和4（2022）年7月15日（金）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区の現状と課題について ・シェアモビリティの利用傾向について ・アンケート調査の実施について ・基本方針の素案等について
第2回意見交換会	
開催日時	令和4（2022）年9月20日（火）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に関する意向調査結果の報告について ・自転車環境の整備課題について ・自転車活用計画の基本方針について ・実施施策体系について
第3回意見交換会	
開催日時	令和4（2022）年11月11日（金）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区自転車活用推進計画（素案）について
第4回意見交換会	
開催日時	令和5（2023）年2月1日（水）書面開催
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果について ・墨田区自転車活用推進計画について

■資料4 用語集

用 語		説 明
あ行	ICT	Information & Communications Technology の略称。情報通信技術を活用したコミュニケーションを意味し、汎用 ICT として携帯電話やインターネットが挙げられている。
	IoT	Internet of Things の略称。「様々な物がインターネットにつながること」や「インターネットにつながる様々な物」を指し、物から情報を取得したり、情報から物を制御する仕組みをいう。
	SDGs	Sustainable Development Goals の略称。2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。
	OD	Origin (出発地) Destinaion (目的地) の略語で、ある地域からある地域へ移動する交通量のこと。
か行	機械式駐車場	自転車を入庫口に入れることで、機械により自動的に施設内に自転車を収容し駐車することのできる駐車場のこと。
	コミュニティバス	市区町村等が主体的に計画し、地域住民の移動手段を確保するために運行される乗合バス。本区では循環バスとして運行している。
さ行	サイクルポート (ステーション)	シェアサイクルの自転車を貸出・返却するための専用の自転車置き場
	自転車安全利用五則	平成 19 (2007) 年 7 月 10 日に国の中央安全対策会議が決定した、自転車に乗るときに守るべき特に重要な 5 つのルールで、令和 4 (2022) 年 11 月に改定された。
	シェアサイクル	事業者が地域内の各所に自転車置き場 (サイクルポート) を設置し、利用者は好きな時に好きなサイクルポートで自転車を借りたり、返却したりすることができる自転車の共同利用サービス
	自転車通行空間	標識や路面表示等により自転車の通行場所と進行方向が示された空間
	自転車損害賠償保険	自転車に関連する交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害等に係る損害を填補することを約する保険または共済
	自転車保管所	区内で撤去された自転車を集積して保管している場所
	自転車ナビマーク	自転車利用者等に自転車が走行すべき部分と進行すべき方向を知らせる路面表示で、白色の矢印と自転車のピクトグラムを指す。

さ行 (続き)	車道混在	歩行者と空間的に分離された車道内を自転車と自動車が縦列で混在しながら通行する形態で、自動車に注意喚起するため、道路に矢羽根型路面標示やピクトグラム等で自転車の通行位置を明示する。
	実証実験 社会実験	新たな施策等を本格的に導入する際に、場所や期間を限定して地域の方々と共に試行することで、有効性を検証したり問題を把握し、本格導入の判断材料とする。
	新事業活動計画	新規事業にチャレンジする事業者が、規制の特例措置を提案し、安全性等の確保を条件として企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度で、特例措置の活用を希望する事業者は新事業活動計画を作成し、事業所管官庁である経済産業省から認定を受けることが必要である。
	スケアード・ストレイト	スタントマンによって交通事故を再現することで恐怖を実感し、事故が発生する状況・危険性について理解すると共に、それにつながる危険行為を回避するための具体的方法を習得する教育手法
た行	代表交通手段	1つのトリップでいくつかの交通手段を乗り換えた場合、その中の主な交通手段のこと。
	TS マーク	Traffic Safety (交通安全) の頭文字をとったもので、自転車安全整備士が点検整備した、安全な普通自転車であることの印であり、傷害保険と賠償責任保険が付帯している。
	DX (デジタル・トランスフォーメーション)	Digital Transformation の略称で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
	電動アシスト自転車	電動機 (モーター) により人力を補助する電動アシスト機能が付加された自転車
	トリップ	人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位
は行	バリアフリー	道路上の段差等の障壁を取り除いて移動しやすくすること。
	パーソントリップ調査	都市における人の移動に着目した調査であり、世帯や個人属性に関する情報と1日の移動をセットで尋ねることで、「どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような時間帯に、どのような交通手段で」移動しているかを把握する。
	ヒートマップ	ある事象に関する個々の数値 (例: 各地点の気温等) を色やその濃淡で可視化した図面
	ヒヤリハット	「ヒヤリとする」「ハッとする」という擬音語から生まれた言葉で、重大な事故や災害になるかもしれない危険な出来事のこと。

は行 (続き)	付置義務	「墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例」に基づき、集客施設等への自転車駐車場設置を義務付けるもの。
	分担率	全交通手段のトリップ数に占める、その交通手段のトリップ数の割合のこと。
	放置禁止区域	区民の良好な生活環境を維持するために、区長が自転車等の放置を禁止する区域
	放置自転車	自転車の利用者が公共の場に置かれた自転車から離れていて、直ちに移動することのできない状態の自転車
ま行	MaaS	Mobility as a Service の略称で、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス
	モビリティ	英語で「動きやすさ」や「移動性」を意味する言葉で、移動そのものや移動手段の意味でも使用される。
ら行	ラストワンマイル	電車やバス等の公共交通を降りてから、施設や自宅等の最終目的地までの区間
	連続立体交差事業	道路と鉄道との交差点において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業
	路面標示	交通を整理、誘導、規制するために路面に設けられた塗装表示

■資料 5

自転車活用推進法

公布日 平成 28 (2016) 年 12 月 16 日

施行日 平成 29 (2017) 年 5 月 1 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

- 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。
- 4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得よう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得よう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

第三章 自転車活用推進計画等

（自転車活用推進計画）

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

（都道府県自転車活用推進計画）

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（市町村自転車活用推進計画）

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 自転車活用推進本部

(設置及び所掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
 - 二 文部科学大臣
 - 三 厚生労働大臣
 - 四 経済産業大臣
 - 五 環境大臣
 - 六 内閣官房長官
 - 七 国家公安委員会委員長
 - 八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

■資料6

道路交通法（抜粋：自転車、特定小型原動機付自転車に関する条文）

公布日	昭和35（1960）年6月25日 （略）
改正日	令和4（2022）年4月27日
施行日	令和4（2022）年10月1日 令和5（2023）年4月1日 ※1 令和5（2023）年7月1日 ※2

（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）※2

第十七条の二 特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次条において「特例特定小型原動機付自転車」という。）は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを内閣府令で定める方法により表示していること。
 - 二 前号の規定による表示をしている場合においては、車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができないものであること。
 - 三 前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならないが、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）※2

第十七条の三 特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（自転車道の通行区分）

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

（普通自転車の歩道通行）

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
 - 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。
- 2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、

当該普通自転車通行指定部分)を徐行しなければならない、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

(普通自転車の並進)

第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第十九条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

(自転車の横断の方法)

第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

(交差点における自転車の通行方法)

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の二の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

- 2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 警察官等は、第六十三条の六若しくは前条第一項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第二項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

- 2 自転車の運転者は、夜間(第五十二条第一項後段の場合を含む。)、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

(自転車の検査等)

第六十三条の十 警察官は、前条第一項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

- 2 前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(自転車の運転者等の遵守事項) ※1

第六十三条の十一 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）※2

第六十四条の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）※2

第七十一条の四 （略）

3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
（略）

（講習）

第一百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

（略）

十五 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

（講習）※2

第一百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

（略）

十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

十六 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

（特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育）※2

第一百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従って特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

■資料 7

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

公布日 平成 25 (2013) 年 3 月 29 日

施行日 平成 25 (2013) 年 7 月 1 日

(略)

改正日 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。
- 九 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。

(基本理念)

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(都の責務)

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 6 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車使用事業者等の責務)

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車を利用させることを業とする者（第十三条第二項において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

(自転車安全利用指針)

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要なとなる技能に関する事項

二 自転車の安全で適正な利用に必要なとなる知識に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要なとなる技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第十四条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者(以下単に「保護者」という。)は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第四章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備(以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。)が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針(次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。

これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和三十五年法律第八十七号）第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の三 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

- 3 前二項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

- 2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、適用しない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。
- 5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

- 2 学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車場の促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録（以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。）を受けることができない。
 - 一 第三十三条第一項（第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者
 - 二 第三十四条（第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者

- 三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録を受けようとする者（登録の更新を受けようとする者を含む。）は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

（登録に係る事項の変更等）

- 第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

（登録の抹消等）

- 第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。
- 一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。
 - 二 不正の手段により登録を受けたとき。
 - 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。
 - 2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。
 - 3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

（表示の制限）

- 第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（自転車旅客運送事業者の登録等）

- 第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

（自転車貸付事業者の登録等）

- 第三十六条 自転車貸付事業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

第九章 雑則

（報告及び調査）

- 第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条（第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

- 一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。
- 三 第三十二条第一項（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者 当該届出をすること。
- 四 第三十四条（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。
- 六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章（第二十八条を除く。）の規定は、適用しない。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(略)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

■資料 8

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例

公布日 昭和 59 (1984) 年 11 月 30 日

施行日 昭和 60 (1985) 年 4 月 1 日

(略)

改正日 令和 5 (2023) 年 1 月 8 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所における自転車の利用秩序の確立と自転車駐車場の整備について必要な事項を定め、自転車の放置による生活環境の悪化を防止し、もって区民の安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車駐車場以外の場所をいう。
- (2) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (3) 自転車駐車場 一定の区画を限って自転車を駐車させるための施設をいう。
- (4) 公共自転車駐車場 区が設置し、又は管理する自転車駐車場をいう。
- (5) 特定自転車駐車場 公共自転車駐車場のうち、近隣における自転車の利用状況等を勘案し、当該自転車駐車場を利用する者の範囲を制限するため、利用の承認をする必要がある公共自転車駐車場をいう。
- (6) 第 1 種特定自転車駐車場 1 年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。
- (7) 第 2 種特定自転車駐車場 1 か月又は 1 日を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。
- (8) 第 3 種特定自転車駐車場 1 時間を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。
- (9) 放置 自転車の利用者が公共の場所に置かれた当該自転車から離れていることによりこれを直ちに移動させることができない状態をいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、自転車の利用状況を勘案して必要と認める地域への自転車駐車場の設置に努め、並びに自転車の安全利用の促進及び利用秩序の確保に関する施策の実施に努めなければならない。

(区民の責務)

第 4 条 区民は、自転車の安全で秩序ある利用に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第 5 条 鉄道事業者は、鉄道の利用者のために自ら自転車駐車場を設置するように努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 鉄道事業者は、区が駅周辺に自転車駐車場を設置しようとするときは、その用地等の提供に努めなければならない。ただし、鉄道の利用者のために自ら自転車駐車場を設置するときは、この限りでない。

(施設の設置者等の責務)

第 6 条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 前項の施設を設置し、又は管理する者は、自転車の整理員を配置し、施設利用者に対し自転車の適正な駐車を呼び掛けるとともに、施設周辺に放置された自転車が一般の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第 7 条 自転車の小売を業とする者は、その販売に当たっては、自転車が安全で適正に利用されるよう必要な措置を講ずるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第 8 条 自転車の利用者は、自転車を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、防犯登録をしなければならない。

第 2 章 放置自転車の撤去等

(放置禁止区域の指定)

第 9 条 区長は、自転車の放置及び自転車駐車場の整備の状況を勘案し、区民の良好な生活環境を維持するために必要と認めるときは、放置禁止区域を指定することができる。

2 自転車の利用者は、放置禁止区域内において自転車を放置してはならない。

3 区長は、必要と認めるときは、第 1 項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

4 区長は、第 1 項又は前項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める事項を告示しなければならない。

(放置禁止区域内の放置自転車に対する措置)

第 10 条 区長は、放置禁止区域内において自転車が放置されているときは、当該自転車を直ちに撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第 11 条 区長は、放置禁止区域外において自転車が放置され、交通の障害等となっていると認めるときは、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告するものとする。

2 区長は、前項の規定により指定した期間を経過してもなお放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

(撤去した自転車に対する措置)

第 12 条 区長は、第 10 条又は前条第 2 項の規定により自転車を撤去したときは、当該現場に撤去した旨を表示するとともに、当該自転車を保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により自転車を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定により保管した自転車の利用者等の確認に努め、確認することができた自転車については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとする。

4 区長は、第 2 項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車については、これを処分することができる。

5 区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められ、かつ、利用者等を確認することができないものであるときは、第 1 項の規定にかかわらず、直ちに当該自転車を処分することができる。

(撤去費用の徴収)

第 13 条 区長は、第 10 条又は第 11 条第 2 項の規定により撤去した自転車を返還ときは、撤去に要した費用として、1 台につき 5,000 円を当該自転車を引き取りに来た利用者等から徴収することができる。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

第 3 章 公共自転車駐車場の利用等

(特定自転車駐車場の名称及び設置場所)

第 14 条 特定自転車駐車場の名称及び設置場所は、規則で定める。

(第 1 種特定自転車駐車場の利用)

第 14 条の 2 第 1 種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用の承認を受けなければならない。

2 前項の利用の承認の有効期間は、規則で定める。

3 第 1 種特定自転車駐車場の休場日及び利用時間は、規則で定める。

4 区長は、第 1 項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用を制限することができる。

(第 1 種特定自転車駐車場の使用料)

- 第 15 条 前条第 1 項の利用の承認を受けた者(以下「第 1 種利用者」という。)は、別表第 1 に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。
- 2 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
 - 3 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用承認の取消し)

第 16 条 区長は、第 1 種利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- (3) 前条第 1 項の使用料を、利用の承認の日から起算して 30 日以内に納付しないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(第 2 種特定自転車駐車場の利用)

第 16 条の 2 第 2 種特定自転車駐車場の利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 定期利用 1 か月を単位とする利用
- (2) 当日利用 1 日を単位とする利用
- 2 第 2 種特定自転車駐車場を定期利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用の承認を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用を制限することができる。
- 4 第 2 種特定自転車駐車場を当日利用しようとする者は、利用開始日時の確認を受けるものとする。
- 5 第 2 種特定自転車駐車場の休場日及び利用時間は、規則で定める。
- 6 前条の規定は、第 2 項の規定による定期利用の承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第 3 号中「前条第 1 項」とあるのは「第 16 条の 3 第 1 項」と読み替えるものとする。

(第 2 種特定自転車駐車場の使用料)

第 16 条の 3 第 2 種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、別表第 2 に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、当該自転車駐車場の当日利用に当たっては、利用を終了するとき使用料を納付するものとする。

- 2 第 2 種特定自転車駐車場を当日利用しようとする者は、区長が発行する回数券を用いて使用料を納付することができる。この場合における使用料の額は、別表第 2 の規定にかかわらず、同表の規定による当日利用に係る使用料の額から 100 分の 10 以内の割引をした額とする。
- 3 第 1 項の使用料の納付方法及び前項に規定する回数券の発行価額、種類その他必要な事項は、規則で定める。
- 4 区長は、特別の理由があると認めるときは、定期利用に係る使用料を減額し、又は免除することができる。

(第 3 種特定自転車駐車場の利用及び使用料)

第 16 条の 4 第 3 種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、利用開始日時の確認を受けるものとする。

- 2 第 3 種特定自転車駐車場の利用時間は、1 回につき、規則で定める時間以内とする。
- 3 第 3 種特定自転車駐車場を利用する者は、1 台につき 24 時間までごとに 600 円の範囲内で規則で定める額の使用料を、利用を終了するときに納付しなければならない。

(公共自転車駐車場の不適正利用自転車に対する措置)

第 17 条 区長は、公共自転車駐車場(第 1 種特定自転車駐車場、第 2 種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分及び第 3 種特定自転車駐車場を除く。)内に自転車が相当の期間継続して駐車してあるときは、これを撤去することができる。

2 区長は、特定自転車駐車場(第 1 種特定自転車駐車場及び第 2 種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分に限る。)内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

- (1) 利用の承認を受けていない自転車
- (2) 利用の承認の有効期間を経過した自転車
- (3) 利用の承認を取り消された自転車

3 区長は、第3種特定自転車駐車場内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

- (1) 前条第1項の規定による確認を受けていない自転車
- (2) 前条第2項に規定する時間を超えて駐車してある自転車

4 第12条及び第13条の規定は、前3項の規定による撤去をした場合について準用する。

(損害賠償)

第17条の2 公共自転車駐車場の施設又は付帯設備を毀損し、又は汚損した者は、直ちに原状に回復し、又は区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(区の免責)

第17条の3 公共自転車駐車場内において、天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた利用者等の損害については、区は賠償の責めを負わないものとする。

第4章 大量駐車需要発生施設の自転車駐車場の付置義務

(区域の指定)

第18条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項の規定により条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、墨田区内の全域とする。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第19条 指定区域内において、次の表の左欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄により算定した規模(2以上の指定用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表の右欄により算定した規模の合計が10台以上である場合には、その合計した規模)の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内で自転車の利用者が駐車しやすい場所に設置しなければならない。

施設の利用用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場及びカラオケボックス	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、10平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、20平方メートル)ごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、20平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、40平方メートル)ごとに1台
銀行等金融機関	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、25平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、50平方メートル)ごとに1台
学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	教室面積に対して、15平方メートル(教室面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル)ごとに1台
スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設	運動場面積が500平方メートルを超えるもの	運動場面積に対して、25平方メートル(運動場面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、50平方メートル)ごとに1台
病院及び診療所	診療施設面積が300平方メートルを超えるもの	診療施設面積に対して、15平方メートル(診療施設面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル)ごとに1台

2 混合用途施設で各用途の店舗面積、教室面積、運動場面積又は診療施設面積(以下「店舗等面積」という。)の合計が5,000平方メートルを超えるものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項の表の右欄中「5,000平方メートル」とあるのは「当該店舗等面積に、5,000平方メートルが各用途の店舗等面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により設置すべき自転車駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 第1項の表における店舗等面積の算定方法は、規則で定める。

(施設を増築する場合の自転車駐車場の設置)

第20条 指定区域内において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となる前に建築された部分を除く。)を全て新築したものとみなして前条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

- (1) 指定用途に供する施設についての増築で、増築後の施設の規模が前条第1項の表の中欄に掲げる規模となるもの又は指定用途に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものについての増築
- (2) 増築後の施設が混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設を全て新築したものとみなして用途ごとに前条第1項の表の右欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が10台以上である場合に係るもの

(指定区域の内外にわたる施設に係る自転車駐車場の設置)

第21条 施設が指定区域の内外にわたる場合においては、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして、前2条の規定を適用する。

(自転車駐車場の構造等の基準)

第22条 第19条又は第20条の規定により設置される自転車駐車場は、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が適当と認めるものについては、第1号の規定を適用しないことができる。

- (1) 自転車1台当たりの駐車面積が1平方メートル以上であること。
- (2) 利用者の安全及び自転車の適正な駐車が確保されるものであること。

(自転車駐車場の設置の届出)

第23条 第19条又は第20条の規定により自転車駐車場を設置する者は、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項を区長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 施設の用途及び店舗等面積
 - (3) 自転車駐車場の位置及び規模
 - (4) 自転車駐車場の構造及び設備
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出に際しては、自転車駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(付置義務の特例)

第24条 区が、次の各号のいずれにも該当する場合において、第19条又は第20条の規定により自転車駐車場を設置しなければならないこととなる者(以下「付置義務者」という。)に係るこれらの規定による自転車駐車場(以下「付置義務自転車駐車場」という。)の規模を含めて公共自転車駐車場を設置したときは、付置義務者は、付置義務自転車駐車場を設けたものとみなす。

- (1) 付置義務自転車駐車場と区が設置しようとする自転車駐車場とを一体として設置し、及び管理することが、公有地の有効活用を図るとともに、第1条の目的を達成するために必要であると認められるとき。
- (2) 一体として設置し、及び管理することにより、区が設置しようとする自転車駐車場に必要な規模が損なわれないものであるとき。
- (3) 付置義務者が付置義務自転車駐車場に係る設置費用その他区長が定める経費を負担するとき。
- (4) 一体として設置し、及び管理する自転車駐車場が当該付置義務者に係る施設から第19条第1項に規定する距離の範囲内にあるとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する施設については、規則で定めるところにより、付置義務自転車駐車場の設置を免除し、又はその規模を変更することができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、自転車による通学が学則等で禁じられ、かつ、自転車の放置を防止するための方策が講じられているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自転車駐車場を設置しないこと、又はその規模を変更することに特別な理由があると区長が認める施設

(自転車駐車場の管理)

第 25 条 付置義務自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該付置義務自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第 26 条 区長は、第 19 条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第 27 条 区長は、第 19 条、第 20 条、第 22 条又は第 25 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第 28 条 区長は、施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表することができる。

(1) 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条第 1 項の規定による区長の命令に従わないとき。

(罰則)

第 29 条 第 27 条第 1 項の規定による区長の命令に従わなかった者は、10 万円以下の罰金に処する。

2 第 23 条第 1 項の規定に違反した者及び第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

第 5 章 雑則

(関係機関との協議)

第 31 条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、警察署長、道路管理者、鉄道事業者その他関係機関と協議するとともに、その協力を要請することができる。

(委任)

第 32 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

この条例は、令和 5 年 1 月 8 日から施行する。

別表第 1

区分		使用料（年額）
区民	一般	4,000 円
	学生	2,800 円
区民以外	一般	5,000 円
	学生	3,500 円

付記

- 1 区民とは、区内に住所を有する者又は区内に所在する事業所等と特定自転車駐車場との往復に自転車を利用する者をいう。
- 2 学生とは、学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校に通う者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。

別表第 2

利用形態	区分		使用料
定期利用	区民	一般	月額 2,000 円
		学生	月額 1,400 円
	区民以外	一般	月額 2,500 円
		学生	月額 1,700 円
当日利用	全区分共通 1 台につき		1 回 100 円

付記 別表第 1 付記の規定は、この表において準用する。

■資料 9

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則

公布日 昭和 60 (1985) 年 3 月 31 日

施行日 昭和 60 (1985) 年 4 月 1 日

(略)

改正日 令和 5 (2023) 年 1 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 59 年墨田区条例第 35 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(放置禁止区域の指定又は変更の周知)

第 3 条 区長は、条例第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、当該区域内に放置禁止区域表示板を設置するものとする。

2 条例第 9 条第 4 項に規定する規則で定める告示事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 放置禁止区域の指定、変更又は解除の日及びその範囲
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(放置禁止区域外における移動警告期間)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項に規定する相当の期間は、3 日間とする。

(自転車の撤去及び保管に係る措置)

第 5 条 区長は、条例第 10 条及び第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去するに当たり、当該自転車がガードレールその他の工作物にチェーン、ワイヤー錠等(以下「チェーン等」という。)によりつながれている場合において、当該チェーン等を切断しなければ当該自転車を撤去することができないときは、必要な限度において、当該チェーン等の切断その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、区は、当該必要な措置を講ずることによって生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。

2 条例第 12 条第 2 項(条例第 17 条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める告示事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自転車の種別、型式及び色
- (2) 撤去日及び撤去場所
- (3) 保管場所
- (4) 返還期日及び時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 条例第 12 条第 3 項(次項において同じ。)の規定による利用者等への通知は、放置自転車引取通知書(第 2 号様式)により行うものとする。

4 条例第 12 条第 4 項(第 17 条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する相当の期間は、30 日間とする。

(自転車の引取り)

第 5 条の 2 条例第 10 条若しくは第 11 条第 2 項又は第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定により撤去された自転車を引き取ろうとする者は、引取りの際に自転車返還申請書(第 3 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の場合において必要と認めるときは、申請者の身分を証明する書類等の提示を求めることができる。

(撤去費用の徴収免除)

第 5 条の 3 条例第 13 条ただし書(第 17 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により、撤去に要した費用の徴収を免除することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 盗難により放置された自転車で撤去の前に警察署に盗難届が出されているとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が正当な理由があると認めるとき。

(特定自転車駐車場の名称及び設置場所)

第6条 特定自転車駐車場の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。

(優先承認事由)

第6条の2 条例第14条の2第4項に規定する規則で定める事由に該当する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める者

(利用承認の有効期間)

第7条 条例第14条の2第2項に規定する有効期間は、利用の承認を受けた日(その日が利用しようとする年度前であるときは、当該利用年度の4月1日)から直後の3月31日までの期間とする。

(第1種特定自転車駐車場の休場日及び利用時間)

第7条の2 第1種特定自転車駐車場の休場日は設けないものとし、利用時間は常時とする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、臨時に休場日若しくは利用時間を設け、又は第1種特定自転車駐車場の一部若しくは全部の利用を休止することができる。

- (1) 災害その他の事故があったとき。
- (2) 補修その他の管理上の必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があるとき。

(第1種特定自転車駐車場の利用の申請)

第8条 第1種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、特定自転車駐車場利用承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同一の利用期間において重複して行ってはならないものとし、同一人につき重複した申請があったときは、当該申請の全てを無効とする。
- 3 利用の承認は、申請の順による。ただし、区長が別に定める利用可能台数を超えた申請が同時にあった場合は、抽せんによって当選者並びに補欠者及び補欠順位を決定する。
- 4 前項ただし書の規定により利用の承認を決定する場合において、区長が別に定める基準に該当する者については、利用可能台数の範囲内で別に定める台数について、抽せんによらず、又は別途の抽せんにより決定することができる。
- 5 区長は、第1項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、利用の承認の可否を決定したときは、特定自転車駐車場利用承認・不承認通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。
- 6 区長は、前項の規定により承認しないと決定した者のうち、第3項ただし書に規定する補欠者となった者については、特定自転車駐車場補欠者決定通知書(第5号様式。以下「補欠者決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。
- 7 第3項ただし書の補欠者としての有効期間は、当該抽せんを行った日から、利用しようとする年度の3月31日までとする。
- 8 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3項ただし書の補欠者のうちからその補欠順位に従い、利用を承認するものとする。
 - (1) 条例第16条各号の規定により、利用の承認を取り消し、当該特定自転車駐車場に空きが生じたとき。
 - (2) 第9条の2第1項の規定による辞退があり、当該特定自転車駐車場に空きが生じたとき。

(第1種特定自転車駐車場の使用料)

第8条の2 条例第15条第1項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

2 前条の規定により利用の承認を得た者の当該特定自転車駐車場の使用料は、別表第2で定めるそれぞれの額に、次の各号に掲げる当該年度の利用期間が属する月の数に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(10円未満の端数切上げ)とする。

- (1) 利用月数が10月以上 10割

- (2) 利用月数が7月以上9月以内 7割5分
- (3) 利用月数が4月以上6月以内 5割
- (4) 利用月数が1月以上3月以内 2割5分

(利用承認証の交付等)

第9条 区長は、前条に規定する使用料を納付した者(以下「第1種利用者」という。)に利用承認証を交付する。

- 2 第1種利用者は、利用承認証を利用する自転車の見やすいところに貼付しなければならない。
- 3 第1種利用者は、利用承認証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用承認の辞退等)

第9条の2 第1種利用者は、当該自転車駐車場の利用をやめようとするときは、交付された利用承認証を添えて、特定自転車駐車場利用承認辞退届(第6号様式。以下「承認辞退届」という。)を区長に提出しなければならない。

- 2 第8条第6項の規定による補欠者の決定通知を受けた者が、補欠者であることをやめようとするときは、交付された補欠者決定通知書を添えて、承認辞退届を区長に提出するものとする。

(第1種特定自転車駐車場使用料の返還)

第10条 条例第15条第2項ただし書の規定により使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 利用しようとする年度前に利用の承認を受けた第1種利用者が、やむを得ない理由により利用をやめたときは、既に納めた使用料の金額に次の区分に定める割合を乗じた額(10円未満の端数切捨て)を返還するものとする。

ア 当該利用に係る年度(以下「利用年度」という。)の初日から10日までに利用をやめたとき。 10割

イ 利用年度の初日から10日を超えて6月末日までに利用をやめたとき。 7割5分

ウ 利用年度の7月初日から9月末日までに利用をやめたとき。 5割

エ 利用年度の10月初日から12月末日までに利用をやめたとき。 2割5分

- (2) 第1種利用者(前号に規定する第1種利用者を除く。)が、やむを得ない理由により利用をやめたときは、別表第2で定めるそれぞれの額に次の区分に定める割合を乗じた額(10円未満の端数切捨て)を返還するものとする。ただし、当該返還額が既に納めた使用料の金額を超えるときは、当該納付金額を返還するものとする。

ア 利用の承認の日から10日以内に利用をやめたとき。 10割

イ 利用の承認の日から10日を超えて6月末日までに利用をやめたとき。 7割5分

ウ 利用の承認の日から10日を超えて、7月初日から9月末日までに利用をやめたとき。 5割

エ 利用の承認の日から10日を超えて、10月初日から12月末日までに利用をやめたとき。 2割5分

- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に理由があると認めるとき。その都度区長が定める額

2 前項に定めるもののほか、区長は、第7条の2の規定により、第1種利用者が当該自転車駐車場を利用することができないこととなったときは、その期間に応じて使用料を返還するものとする。

3 前項の規定により返還する金額は、既に納めた使用料の額を12で除して得た金額に、第7条の2の規定により利用することができなかった期間が属する月の数を乗じて得た額(10円未満の端数切上げ)とする。

4 第1項及び第2項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、特定自転車駐車場使用料返還申請書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(第1種特定自転車駐車場使用料の減免)

第11条 条例第15条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。この場合において、減額後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 申請者が生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活の扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者であるとき。 免除

(2) 申請者が第6条の2第1号から第3号までに規定する障害を有する者であるとき。 5割減額

(3) 申請者が墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年墨田区条例第33号)に定める医療費の助成を受けている者であるとき。 5割減額

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 5割減額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、特定自転車駐車場使用料減額免除申請書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

3 区長は、特に必要と認めるときは、減額又は免除の申請事由を証明する書類の提示を求めることができる。

(利用承認の取消通知)

第12条 区長は、条例第16条(条例第16条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により利用承認を取り消したときは、特定自転車駐車場利用承認取消通知書(第9号様式)により当該第1種利用者(同項の規定により条例第16条の規定を準用する場合にあっては、第17条第1項に規定する定期利用者とする。)に通知するものとする。

(第2種特定自転車駐車場の休場日)

第13条 第2種特定自転車駐車場の休場日は、設けないものとする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、臨時に休場日を設け、又は第2種特定自転車駐車場の一部若しくは全部の利用を休止することができる。

- (1) 災害その他の事故があったとき。
- (2) 補修その他の管理上の必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(第2種特定自転車駐車場の開閉時間)

第14条 第2種特定自転車駐車場は、午前4時30分に開場し、翌日の午前1時に閉場する。ただし、押上駅前自転車駐車場は、午前4時45分に開場し、翌日の午前0時45分に閉場する。

2 区長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する開閉時間を変更することができる。

(機械式自転車駐車場の定期利用に係る車検)

第14条の2 次条第1項の規定により第2種特定自転車駐車場のうち機械式自転車駐車場の定期利用の申請をしようとする者は、自転車の構造及び規格の検査(同条において「車検」という。)を受けなければならない。

(定期利用の申請)

第15条 第2種特定自転車駐車場の定期利用(以下「定期利用」という。)をしようとする者は、特定自転車駐車場利用承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同一の利用期間において重複して行ってはならないものとし、同一人につき重複した申請があったときは、当該申請の全てを無効とする。
- 3 定期利用の承認は、申請の順による。ただし、区長が別に定める利用可能台数を超える申請が同時にあった場合は、抽せんによって当選者並びに補欠者及び補欠順位を決定する。
- 4 前項ただし書の規定により定期利用の承認を決定する場合において、区長が別に定める基準に該当する者については、利用可能台数の範囲内で別に定める台数について、抽せんによらず、又は別途の抽せんにより決定することができる。
- 5 区長は、第1項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、定期利用の承認の可否を決定したときは、特定自転車駐車場利用承認・不承認通知書により当該申請者に通知するとともに、承認することと決定した者に対しては、定期利用承認証を交付するものとする。ただし、機械式自転車駐車場の利用を承認することと決定した者にあつては、当該者の自転車が車検を受け、機械式自転車駐車場の構造及び設備に適合するときに限り、定期利用承認証を交付するものとする。
- 6 定期利用の承認の有効期間は、定期利用の承認を受けた日から最初に到来する4月1日午前1時(押上駅前自転車駐車場にあつては、同日午前0時45分)までの期間とする。ただし、定期利用の承認を受けた日が利用しようとする年度前であるときは定期利用の承認を受けた日から翌年の4月1日午前1時(押上駅前自転車駐車場にあつては、同日午前0時45分)までの期間とする。
- 7 区長は、第5項の規定により不承認と決定した者のうち、第3項ただし書に規定する補欠者となった者については、補欠者決定通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 8 第3項ただし書の補欠者としての有効期間は、当該抽せんを行った日から、利用しようとする年度の3月31日までとする。
- 9 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3項ただし書の補欠者のうちからその補欠順位に従い、定期利用を承認するものとする。
 - (1) 条例第16条各号の規定により、利用の承認を取り消し、当該特定自転車駐車場に空きが生じたとき。
 - (2) 第19条の規定による辞退があり、当該特定自転車駐車場に空きが生じたとき。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第15条の2 区長は、電子情報処理組織を使用する方法により第8条第5項及び前条第5項に規定する特定自転車駐車場利用承認・不承認通知、第8条第6項及び前条第7項に規定する補欠決定通知、第12条に規定する特定自転車駐車場利用承認取消通知(以下「処分通知等」という。)であって、区長が定める措置を行うものものについては、墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年墨田区規則第2号)第4条第2項の規定にかかわらず、当該処分通知等の事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と合わせて同条第1項に規定するファイルに記録することを要しないものとする。

(定期利用の優先承認事由)

第16条 条例第16条の2第3項に規定する規則で定める事由とは、第6条の2各号のいずれかに該当する者であることとする。

(定期利用証の交付等)

第17条 定期利用承認証の交付を受けた者(以下「定期利用者」という。)のうち機械式自転車駐車場以外の第2種特定自転車駐車場を利用するもの(以下この条において「ゲート式自転車駐車場定期利用者」という。)は、定期利用しようとする月の前月の20日から同月の末日までの間(月の途中から定期利用しようとするときは、その利用開始日まで)に、定期利用しようとする月の分の定期利用に係る使用料(以下「定期利用使用料」という。)を納付し、定期利用証の交付を受けなければならない。

2 定期利用使用料は、前項の規定にかかわらず、ゲート式自転車駐車場定期利用者が定期利用の承認を受けた日から直後(定期利用の承認を受けた日が利用しようとする年度前であるときは翌年)の3月分までで任意に指定する月数分を一括して納付することができる。

3 ゲート式自転車駐車場定期利用者は、定期利用する月の定期利用証を利用する自転車の見やすいところに貼付しなければならない。

4 ゲート式自転車駐車場定期利用者は、当該定期利用証に記載された月、駐車場及び指定場所に限り利用することができる。

(機械式自転車駐車場における利用者識別札の交付等)

第17条の2 区長は、定期利用者のうち機械式自転車駐車場を利用するもの(以下この条において「機械式自転車駐車場定期利用者」という。)に利用者識別札(機械式自転車駐車場定期利用者の自転車を識別するための半導体集積回路を付した札をいう。以下同じ。)を交付するものとする。

2 前項の規定により利用者識別札の交付を受けた機械式自転車駐車場定期利用者は、定期利用しようとする月の前月の20日から同月の末日までの間(月の途中から定期利用しようとするときは、その利用開始日まで)に、定期利用使用料を納付しなければならない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、機械式自転車駐車場の利用者識別札の交付等について準用する。この場合において、同条第3項中「定期利用する月の定期利用証」とあるのは「利用者識別札」と、「貼付し」とあるのは「取り付け」と、同条第4項中「当該定期利用証に記載」とあるのは「機械式自転車駐車場の電子計算機に登録」と読み替えるものとする。

(定期利用の使用料等)

第18条 条例第16条の3第1項に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

2 条例第16条の3第2項に規定する回数券(以下「回数券」という。)の発行価額及び種類は、別表第4のとおりとする。

3 区長は、定期利用者が定期利用承認の有効期間の満了日を超えて自転車を駐車したときは、定期利用承認の有効期間満了日の翌日から第21条第1項に規定する当日利用を開始したものとみなし、その経過した日数に当日利用に係る使用料の額を乗じて得た額を追加徴収する。

(定期利用承認の辞退)

第19条 定期利用者は、当該自転車駐車場の利用をやめようとするときは、定期利用承認証を添えて、承認辞退届を区長に提出しなければならない。

2 第15条第7項の規定による補欠者の決定通知を受けた者は、補欠者であることをやめようとするときは、補欠者決定通知書を添えて承認辞退届を区長に提出するものとする。

(定期利用使用料の返還)

- 第20条 区長は、前条の規定による承認辞退届が提出された日において、翌月以降の定期利用使用料が既に納付されている場合には、当該納付済額を返還することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、区長は、第13条の規定により定期利用者が当該自転車駐車場を利用することができないこととなったときは、定期利用使用料を返還するものとする。
 - 3 前項の規定により返還する金額は、当該利用月の定期利用使用料を30で除して得た金額に、第13条の規定により利用することができなかつた日数を乗じて得た額(10円未満切上げ)とする。
 - 4 前3項の規定により定期利用使用料の返還を受けようとする者は、特定自転車駐車場使用料返還申請書を区長に提出しなければならない。

(当日利用)

- 第21条 第2種特定自転車駐車場の当日利用(以下「当日利用」という。)をする場合において、1回の利用時間は、利用開始の日時の確認を受けたときからその直後の閉場時間以前の退場時間までとする。
- 2 区長は、機械式自転車駐車場以外の第2種自転車駐車場において、当日利用をしようとする者に当日利用券を、条例第16条の3第2項の規定により使用料を納付した者に回数券を交付する。
 - 3 区長は、当日利用をする者が第1項の利用時間に係る閉場時間を超えて自転車を駐車したときは、その超過した日数に当日利用に係る使用料の額を乗じて得た額を追加徴収する。

(第2種特定自転車駐車場定期利用使用料の減免)

- 第22条 第11条の規定は、条例第16条の3第4項の規定により、定期利用使用料を減額し、又は免除する場合に準用する。

(第3種特定自転車駐車場の利用)

- 第23条 第3種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、第3種特定自転車駐車場に設置する自動駐車装置に自転車を固定するものとし、当該固定したことにより条例第16条の4第1項の規定による利用開始日時の確認を受けたものとみなす。
- 2 条例第16条の4第2項に規定する規則で定める時間は、72時間とする。ただし、別表第5に定める時間を超えないものとする。
 - 3 条例第16条の4第3項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第5のとおりとする。

(第3種特定自転車駐車場の休場日)

- 第23条の2 第3種特定自転車駐車場の休場日は、設けないものとする。ただし、区長は次の各号のいずれかに該当する場合には、臨時に休場日を設け、又は第3種特定自転車駐車場の一部若しくは全部の利用を休止することができる。
- (1) 災害その他の事故があったとき。
 - (2) 補修その他の管理上の必要があるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(利用承認証等の再交付)

- 第24条 自転車の交換、汚損その他の事情により利用承認証、定期利用承認証、定期利用証又は利用者識別札の再交付を受けようとするときは、利用承認証・定期利用承認証・定期利用証・利用者識別札再交付申請書(第14号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請者に利用承認証、定期利用承認証、定期利用証又は利用者識別札を再交付するものとする。この場合において、第2種特定自転車駐車場に係る定期利用承認証又は利用者識別札の再交付に当たっては、当該承認を受けた者は、実費として500円を負担するものとする。

(公共自転車駐車場における継続駐車期間)

- 第25条 条例第17条第1項に規定する相当の期間は、7日間とする。

(店舗等面積の算定方法)

- 第26条 店舗等面積は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定めるものの床面積を合計した面積とする。
- (1) 遊技場及びカラオケボックス 遊技室、景品交換所、受付所、個室、待合室、厨房及びこれらに類するもの

- (2) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店 売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場(生鮮食料品の加工を行うものを含む。)、飲食の用に供する部分、厨房及びこれらに類するもの
- (3) 銀行等金融機関 銀行室、待合室、応接室、現金自動受払機設置室、ショーウィンドー及びこれらに類するもの
- (4) 学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設 教室、講堂、実習室、図書室、資料室、集会室及びこれらに類するもの
- (5) スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設 競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、休憩室、観覧場及びこれらに類するもの
- (6) 病院及び診療所 診療室、施術室、待合室、会計所及びこれらに類するもの

(自転車駐車場設置の届出)

第27条 条例第23条第1項の規定による自転車駐車場の設置又は変更の届出は、自転車駐車場設置・変更届(第15号様式)により行うものとする。

2 条例第23条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 配置図
- (2) 施設の各階平面図
- (3) 店舗等面積の計算書
- (4) 自転車駐車場の平面図
- (5) 自転車駐車場の構造図(特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。)

(自転車駐車場の設置に係る免除等の手続)

第28条 条例第24条第2項の規定により、付置義務自転車駐車場の設置の免除を受け、又は規模の変更をしようとする者は、自転車駐車場設置の免除・規模の変更申請書(第16号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、承認することと決定したときは自転車駐車場設置の免除・規模の変更承認決定通知書(第17号様式)を、承認しないことと決定したときは自転車駐車場設置の免除・規模の変更不承認決定通知書(第18号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(自転車駐車場の設置完了届)

第29条 条例第19条又は第20条の規定により自転車駐車場を設置する者は、当該設置を完了したときは、速やかに自転車駐車場設置完了届(第19号様式)を区長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第30条 条例第26条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第20号様式)とする。

(措置命令書)

第31条 条例第27条第2項に規定する書面は、措置命令書(第21号様式)とする。

(公表の方法)

第32条 条例第28条の規定による公表は、墨田区役所の門前掲示場に掲示する等の方法により行うものとする。

(補則)

第33条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(略)

この規則は、令和5年1月8日から施行する。

別表第1

1 第1種特定自転車駐車場

名称	設置場所
両国駅西口自転車駐車場	東京都墨田区横網一丁目2番
両国駅西口臨時自転車駐車場	東京都墨田区横網一丁目2番
両国駅高架下自転車駐車場	東京都墨田区亀沢一丁目1番
押上駅中之郷自転車駐車場	東京都墨田区押上二丁目17番
東武曳舟駅高架下自転車駐車場	東京都墨田区東向島二丁目27番
東向島駅高架下自転車駐車場	東京都墨田区東向島四丁目35番及び43番
鐘ヶ淵駅北自転車駐車場	東京都墨田区墨田五丁目50番
鐘ヶ淵駅南自転車駐車場	東京都墨田区墨田三丁目31番
とうきょうスカイツリー駅第一自転車駐車場	東京都墨田区向島一丁目32番
とうきょうスカイツリー駅第二自転車駐車場	東京都墨田区業平一丁目17番
本所吾妻橋駅第一自転車駐車場	東京都墨田区吾妻橋二丁目2番
本所吾妻橋駅第二自転車駐車場	東京都墨田区吾妻橋二丁目3番及び4番
本所吾妻橋駅第三自転車駐車場	東京都墨田区吾妻橋三丁目6番及び7番
本所吾妻橋駅第四自転車駐車場	東京都墨田区吾妻橋三丁目1番及び2番
本所吾妻橋駅西臨時自転車駐車場	東京都墨田区吾妻橋一丁目12番
八広駅新四ツ木橋下自転車駐車場	東京都墨田区八広六丁目5番及び15番
八広駅第二自転車駐車場	東京都墨田区八広六丁目32番
菊川駅北口自転車駐車場	東京都墨田区菊川三丁目16番
菊川駅北口第二自転車駐車場	東京都墨田区菊川三丁目17番
菊川駅新大橋通り北自転車駐車場	東京都墨田区菊川二丁目6番
菊川駅新大橋通り南自転車駐車場	東京都墨田区菊川二丁目5番
錦糸町駅牡丹橋通り自転車駐車場	東京都墨田区江東橋三丁目1番
小村井駅第一自転車駐車場	東京都墨田区文花二丁目20番
小村井駅第二自転車駐車場	東京都墨田区文花二丁目19番

2 第2種特定自転車駐車場

名称	設置場所
錦糸町駅北口地下自転車駐車場	東京都墨田区錦糸二丁目2番2号
錦糸町駅南口地下自転車駐車場	東京都墨田区江東橋三丁目14番4号先
押上駅前自転車駐車場	東京都墨田区押上一丁目8番25号
錦糸町駅南口機械式自転車駐車場	東京都墨田区江東橋二丁目18番6号先

3 第3種特定自転車駐車場

名称	設置場所
錦糸町駅四ツ目通り路上自転車駐車場	東京都墨田区錦糸一丁目2番地先
錦糸町駅四ツ目通り第二路上自転車駐車場	東京都墨田区江東橋三丁目8番地先
両国駅国技館通り路上自転車駐車場	東京都墨田区横網一丁目3番地先
錦糸町駅北斎通り路上自転車駐車場	東京都墨田区錦糸一丁目5番地先及び錦糸二丁目2番地先
錦糸町駅北斎通り第二路上自転車駐車場	東京都墨田区錦糸二丁目2番地先
錦糸町駅南口駅前広場路上自転車駐車場	東京都墨田区江東橋三丁目14番地先
錦糸町駅京葉道路第一路上自転車駐車場	東京都墨田区江東橋三丁目8番地先
錦糸町駅京葉道路第二路上自転車駐車場	東京都墨田区江東橋四丁目26番地先
錦糸町駅京葉道路第三路上自転車駐車場	東京都墨田区江東橋四丁目27番地先

別表第2

区分	使用料の額(1台につき、年額)	
区民	一般	4,000円
	学生	2,800円
区民以外	一般	5,000円
	学生	3,500円

付記

- 1 区民とは、区内に住所を有する者又は区内に所在する事業所等と特定自転車駐車場との往復に自転車を利用する者をいう。
- 2 学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に通う者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。

別表第3

名称	利用の形態	使用料の額(1台につき)		
錦糸町駅北口地下自転車駐車場	定期利用	区民	一般	月額 2,000円
			学生	月額 1,400円
		区民以外	一般	月額 2,500円
			学生	月額 1,700円
	当日利用	1回 100円(2時間以内の場合は無料)		
錦糸町駅南口地下自転車駐車場	定期利用	区民	一般	月額 2,000円
			学生	月額 1,400円
		区民以外	一般	月額 2,500円
			学生	月額 1,700円
	当日利用	1回 100円(2時間以内の場合は無料)		
押上駅前自転車駐車場	定期利用	区民	一般	月額 2,000円
			学生	月額 1,400円
		区民以外	一般	月額 2,500円
			学生	月額 1,700円
	当日利用	1回 100円		
錦糸町駅南口機械式自転車駐車場	定期利用	区民	一般	月額 1,000円
			学生	月額 700円
		区民以外	一般	月額 1,250円
			学生	月額 850円
	当日利用	1回 100円		

付記 別表第2付記の規定は、この表において準用する。

別表第4

名称	発行価額	種類
錦糸町駅北口地下自転車駐車場	1,000円	11回券1枚
錦糸町駅南口地下自転車駐車場		
押上駅前自転車駐車場		11回券1枚

別表第5

- 1 両国駅国技館通り路上自転車駐車場

区分	使用料の額(1台につき)
2時間以内の場合	無料
2時間を超え、3時間以内の場合	100円
3時間を超え、4時間以内の場合	200円
4時間を超え、24時間以内の場合	300円
24時間を超え、25時間以内の場合	400円

資料9 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則

25時間を超え、26時間以内の場合	500円
26時間を超え、48時間以内の場合	600円
48時間を超え、49時間以内の場合	700円
49時間を超え、50時間以内の場合	800円
50時間を超え、72時間以内の場合	900円

2 両国駅国技館通り路上自転車駐車場以外

区分	使用料の額(1台につき)
1時間以内の場合	無料
1時間を超え、2時間以内の場合	200円
2時間を超え、3時間以内の場合	400円
3時間を超え、24時間以内の場合	600円
24時間を超え、25時間以内の場合	800円
25時間を超え、26時間以内の場合	1,000円
26時間を超え、48時間以内の場合	1,200円

墨田区自転車活用推進計画

令和 5 (2023)年度～令和 14(2032)年度

令和 5 (2023)年 3 月

発行 墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

電話 (03) 5608-1111 (代表)

編集 都市整備部土木管理課

ひと、つながる。
墨田区

